

Childcare Support Project Plan

# 第3期藍住町 子ども・子育て支援事業計画

Childcare Support Project Plan



Childcare Support Project Plan

藍住町  
令和7年3月



## はじめに



子どもたちは、次代を担うかけがえのない存在であり、私たちは保護者とともに子どもたちの健やかな成長を支えていかなければなりません。

しかしながら、核家族化の進行や地域づきあいの希薄化、共働き家庭やひとり親家庭の増加など、子どもたちや子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに不安や負担を感じている保護者が増加しています。また、近年は児童虐待やいじめ、不登校、貧困など、子どもの育ちを大きく左右する問題が全国的に深刻化しており、本町においても、保護者が安心して子育てができ、また子どもが健やかに成長できる環境づくりは重要課題の一つとなっています。

このような中、平成27年度に「藍住町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの成長をすべての町民でささえるまち ゆとりをもって安心して安全な子育てのできるまち」を基本理念に掲げ、保育所定員の拡充や放課後児童クラブの整備、子育て世代包括支援センターの設置など子育て支援の充実に取り組んでまいりました。また、平成30年度には、「藍住町就学前児童施設の在り方検討委員会」を設置し、社会情勢とともに変化する保育ニーズや国の制度改正を踏まえ、保育所の利用年齢の引き上げや認定こども園の設置、子育て支援の在り方について検討を進めてまいりました。

この度策定しました「第3期藍住町子ども・子育て支援事業計画」では、先の計画の基本理念を継承し、待機児童の解消や一時保育の拡充、子どもの貧困対策など、さらなる子育て支援に取り組むこととしております。

未来ある子どもたちが、夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを皆様と共に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆様、貴重なご意見を賜りました藍住町子ども・子育て会議の委員の皆様並びに関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

藍住町長 高橋 英夫



# 目 次

## 第1章 子ども・子育て支援事業計画 策定にあたって

1 藍住町が目指す姿.....	1
2 計画策定の趣旨・背景（国の動向・県の動向）.....	2
3 計画の法的根拠.....	3
4 計画の概要.....	3

## 第2章 子ども・若者や子育て世帯を取り巻く現状と課題

1 少子化の動向.....	7
2 家族や地域の状況.....	8
3 子ども・子育てニーズ調査結果の概要.....	11
4 ニーズ調査結果.....	12
5 子どもの生活に関するアンケート調査について.....	18
6 子どもの生活に関するアンケート調査結果.....	19

## 第3章 計画の体系

1 基本理念と藍住町が目指す姿.....	25
2 基本目標と施策体系.....	26
3 ライフステージを通じた施策の推進.....	27

## 第4章 施策の展開..... 29

## 第5章 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策

1 教育・保育提供区域について.....	49
2 幼児期における教育・保育.....	51
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	52

## 第6章 計画の推進

1 計画の点検・評価と推進計画.....	61
2 計画の進捗管理・評価.....	62

## 資料編

1 藍住町子ども・子育て会議条例.....	63
2 策定経過と会議の意見について.....	64
3 用語集.....	65



# 第1章

## 子ども・子育て支援事業 計画策定にあたって

本計画が策定された背景や、目的、法的根拠など、本計画自体について解説しています。

1. 藍住町が目指す姿
2. 計画策定の趣旨・背景（国の動向・県の動向）
3. 計画の法的根拠
4. 計画の概要



# 第1章 子ども・子育て支援事業計画

## 策定にあたって

### 1 藍住町が目指す姿

本町が目指す姿は、すべての子どもや子育て世帯が安心して暮らせる社会の実現です。令和6年度に「第2期藍住町子ども・子育て支援事業計画」が終了します。次期計画である「第3期藍住町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）では、これまで以上に包括的で切れ目のない支援を提供し、特に困難を抱える子どもや子育て世帯に対する支援を強化します。

地域社会全体で子どもたちを見守り、育てる環境づくりのため、子どもたちの「居場所」の確保が重要と考えています。学校や家庭以外にも、子どもが安心して過ごせる場所を増やし、地域の人々と交流できる機会を提供します。たとえば、放課後に安心して過ごせる学習スペースや遊びの場、子どもの興味や才能を伸ばすための多様なプログラムを導入することで、子どもたちが自分らしく成長できる場を提供します。

また、子育て世帯が抱える様々な悩みや課題に迅速に対応するための相談窓口も充実させていきます。多くの子育て世帯が抱える問題は、経済的な負担、育児の孤立感、仕事と子育ての両立など多岐にわたります。これらに対しては、専門的なカウンセリングやアドバイスを提供するだけでなく、地域のネットワークを活用し、家庭や個人に応じたサポートを行います。さらに、困難を抱える子どもや家庭が適切な支援を受けられるよう、福祉、教育、保健の各分野が連携し、包括的な支援体制を強化します。

そのために、町全体で支え合い、子どもや家庭の多様なニーズに対応することで、誰もが孤立することなく、豊かで充実した生活を送れる社会の実現を目指し、本計画では、これまでの経験を踏まえ、さらに充実した支援体制を構築し、本町を次世代に誇れる町にしていきます。

## 2 計画策定の趣旨・背景（国の動向・県の動向）

わが国は、少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、さらに共働き家庭の増加により、子育て環境は急激に変化しています。この変化により、多くの保護者が子育てに対する不安や負担を感じ、孤立感を抱くケースが増えています。そのため、子どもたちの健全な成長を支えるためには、社会全体での連携した支援がこれまで以上に求められており、子育てを取り巻く環境の改善が急務となっています。

こうした背景のもと、わが国では少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」や、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく施策が展開されてきました。これには、市町村に対して「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられるなど、様々な取り組みが行われています。

さらに、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度に施行され、この制度の下で「子どもの最善の利益を実現する社会」を目指し、幼児教育・保育の一体的な提供や保育サービスの拡充、家庭における子育て支援の強化など、地域における子ども・子育て支援の充実が進められています。また、地域の実情に応じた支援体制の整備や、保護者との連携を強化する取組も求められ、地域全体での子育て環境の向上が図られています。

令和2年に「第2期藍住町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その推進に取り組んできました。しかし、子どもや若者を取り巻く環境は依然として変化を続けており、若者の自立に関する課題や児童虐待、いじめ、不登校といった問題が深刻化し、長期化する傾向にあります。

このような状況の中、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されました。この法律は、次世代を担うすべての子どもが将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもに関する施策を社会全体で強力かつ総合的に推進するための基本法として制定されました。これにより、子どもや子育てに対する支援は新たな段階へと進化しています。

本町では、前計画が令和6年度末に終了することに伴い、本町の状況を考慮しつつ、本計画も引き続き、きめ細やかで切れ目のない子ども・子育て支援の充実を図っていく方針です。

### 3 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

<各法令>

- 子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する、都道府県計画及び市町村計画
- その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
  - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画
  - 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

### 4 計画の概要

#### (1) 計画の対象

この計画が支える対象は、障がいや病気、虐待や貧困など様々な困難を抱える子どもやその保護者・家族を含めた全ての子ども（0 歳～18 歳未満）と子育て世帯です。



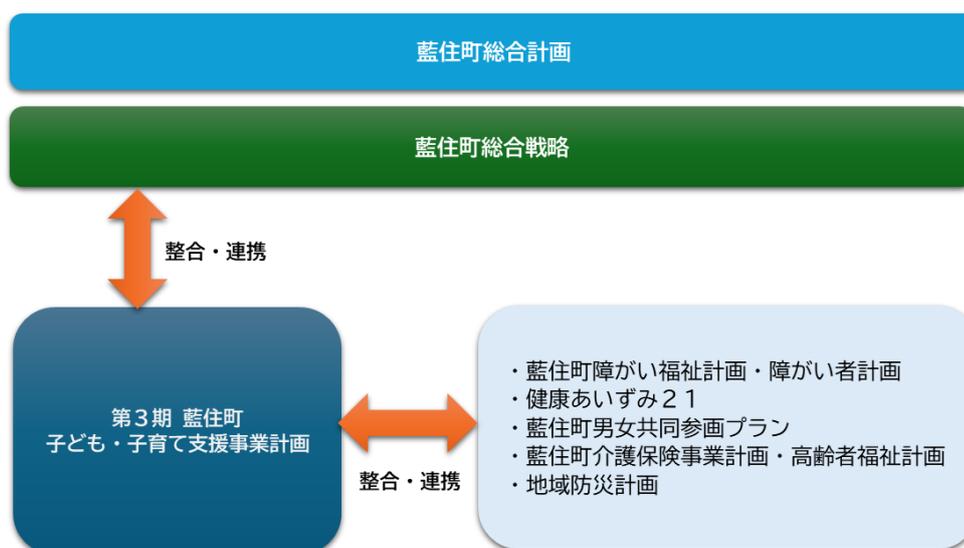
## (2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とし、各年度において実施状況を点検・評価をし、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
計画策定	第3期藍住町子ども・子育て支援事業計画					次期計画（令和12年度～）				
						見直し				

## (3) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」であり、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項及び第2項に基づく市町村計画と一体的に策定しました。また本町の最上位計画である「藍住町総合計画」をはじめ、関連計画との整合性を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。



#### (4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、藍住町子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、住民等の意見を踏まえ検討・策定しました。また、小学校就学前の子どもをもつ保護者と小学生の子どもをもつ保護者それぞれに対してアンケート調査を実施し、子育て支援に関する課題や教育・保育、子育て支援サービスへのニーズを把握し、目標事業量検討のための基礎資料としました。

さらに、パブリックコメントを実施し、幅広く町民の方のご意見をいただき、計画に反映します。

#### ●SDGs（持続可能な開発目標）に関する取組の展開

SDGs とは、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰ひとりとして取り残さない包摂的な社会づくりを誓っています。

我が国においては、「SDGs 推進本部」を設置し、今後の取組の指針となる「SDGs 実施指針」を決定し、8つの優先課題と具体的施策を示しています。さらに、SDGs を全国的に推進するため、各地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたっては SDGs の要素を盛り込み、達成に向けた取組の推進を促しています。





# 第2章

## 子ども・若者や 子育て世帯を取り巻く 現状と課題

藍住町の子どもたちや子育て世帯の現状について人口やアンケート調査から分析します。

1. 少子化の動向
2. 家族や地域の状況
3. 子ども・子育てニーズ調査結果の概要
4. ニーズ調査結果
5. 子どもの生活に関するアンケート調査について
6. 子どもの生活に関するアンケート調査結果



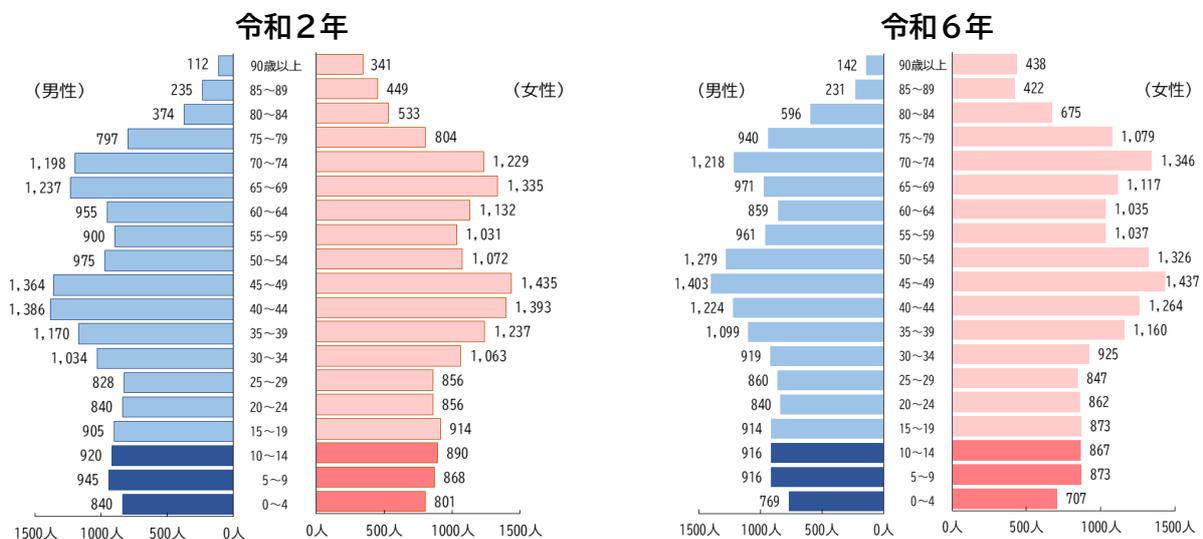
# 第2章 子ども・若者や子育て世帯を

## 取り巻く現状と課題

### 1 少子化の動向

#### (1) 人口ピラミッド

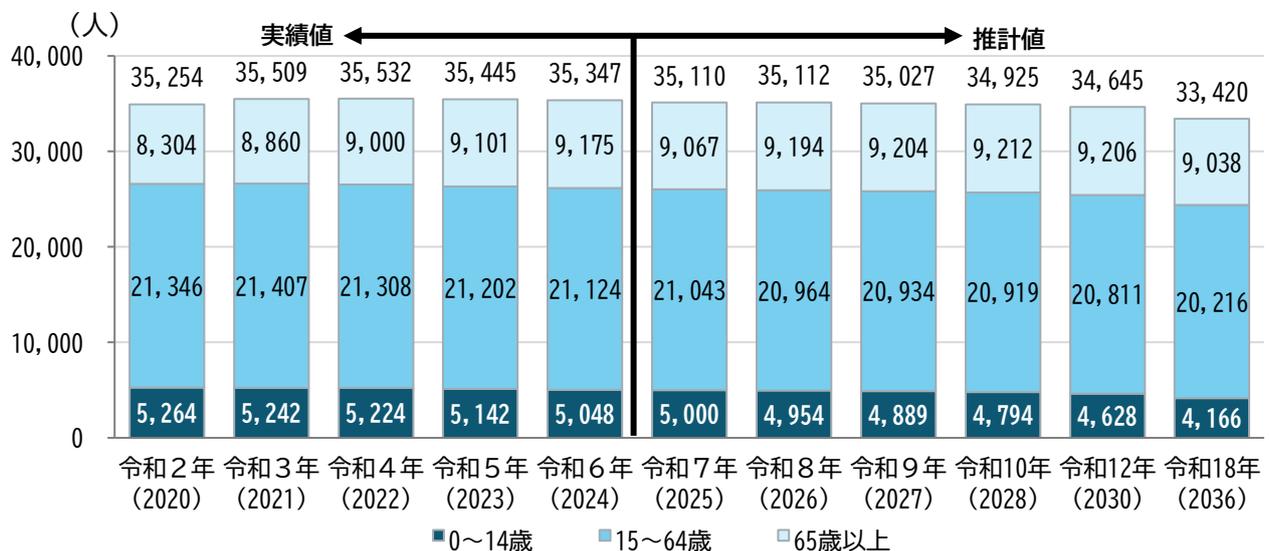
✓ 本町の人口ピラミッドはツボ型となっており、0歳児は減少幅が大きくなっています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

#### (2) 総人口推移

- ✓ 人口は減少傾向にあります。
- ✓ 0~14歳、15歳~64歳が緩やかな減少傾向にあります。



出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

## 2 家族や地域の状況

### (1) 世帯数

	世帯 (合計)	単独世帯	親族のみ 総数	核家族 (全体)	核家族以外	その他
藍住町	13,945	3,893	9,937	8,820	1,117	115

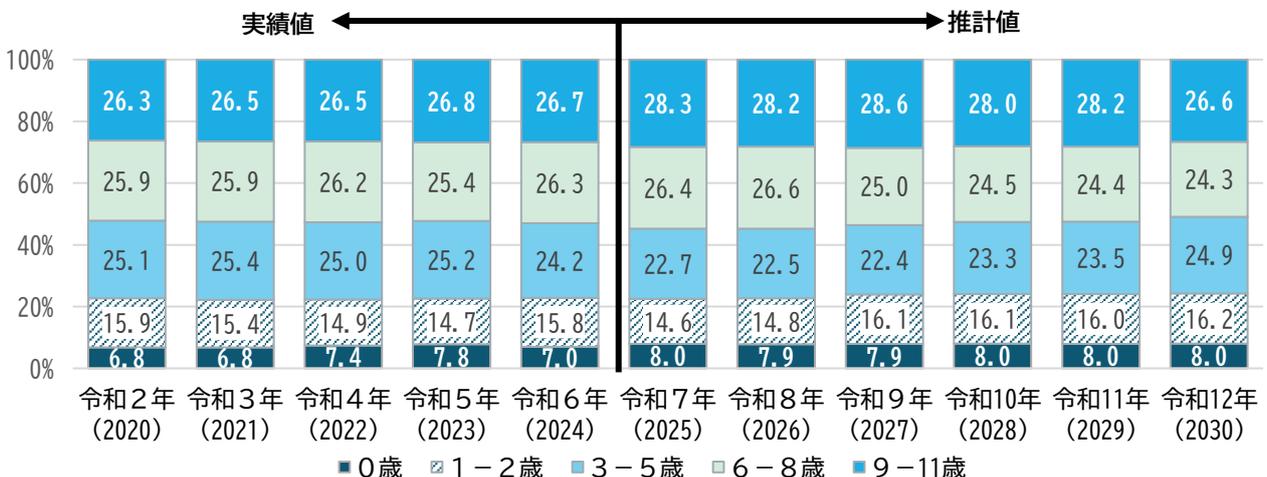
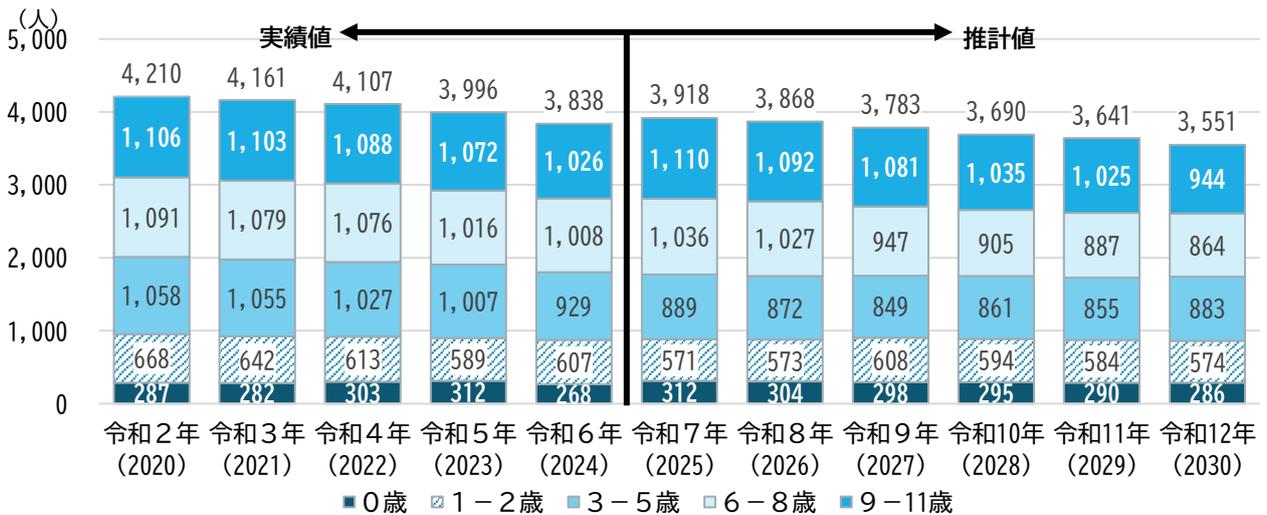
#### ■ひとり親世帯のそれぞれの子どもの年齢

		6歳未満が いる世帯	12歳未満が いる世帯	15歳未満が いる世帯	20歳未満が いる世帯
母子世帯	母子のみの世帯	61	142	192	259
	他の世帯員がいる世帯	83	198	270	370
父子世帯	父子のみの世帯	2	12	13	25
	他の世帯員がいる世帯	6	20	24	45

出典：国勢調査（令和2年）

### (2) 子どもの人口推移

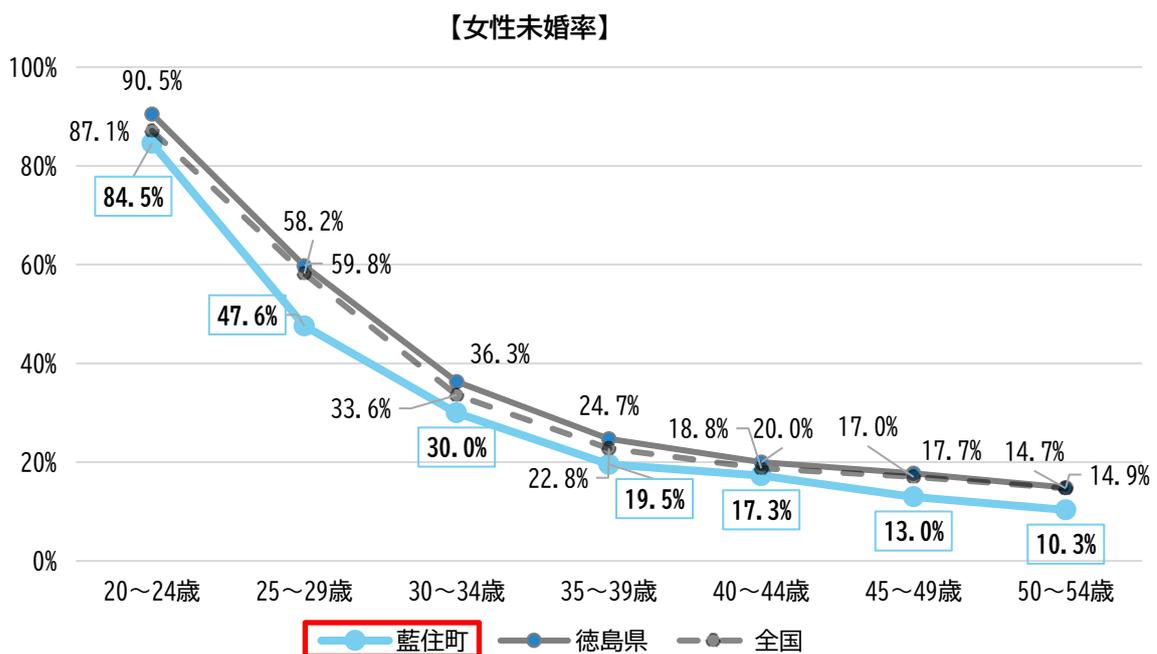
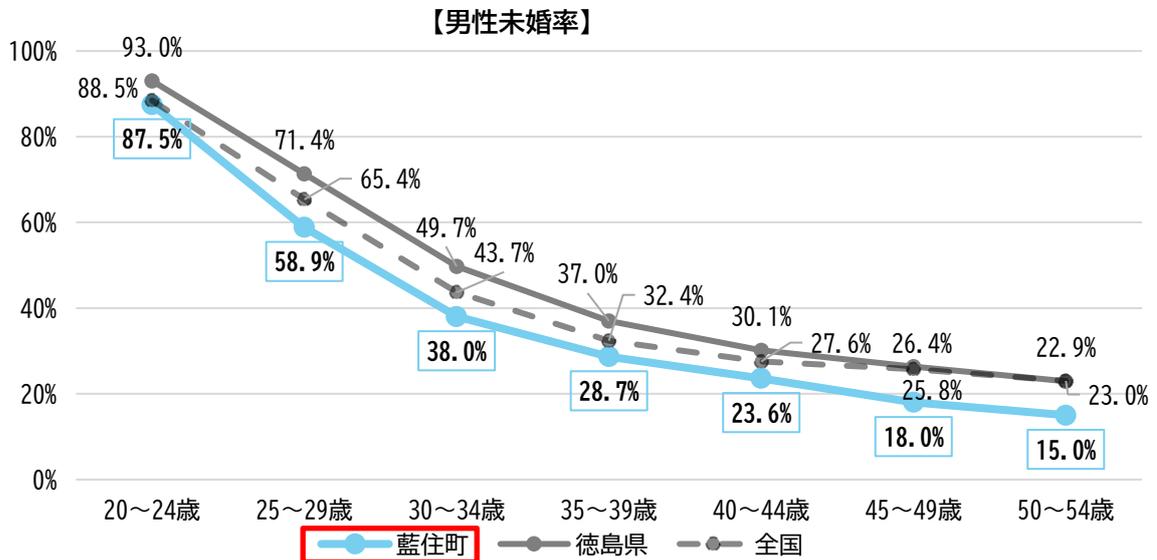
- ✓ 0歳から11歳までの子どもの人口は、緩やかな減少傾向にあります。
- ✓ 0歳の子どもの人口は、横ばい傾向にあります。



出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

### (3) 男女別年齢別の未婚状況（令和2年）

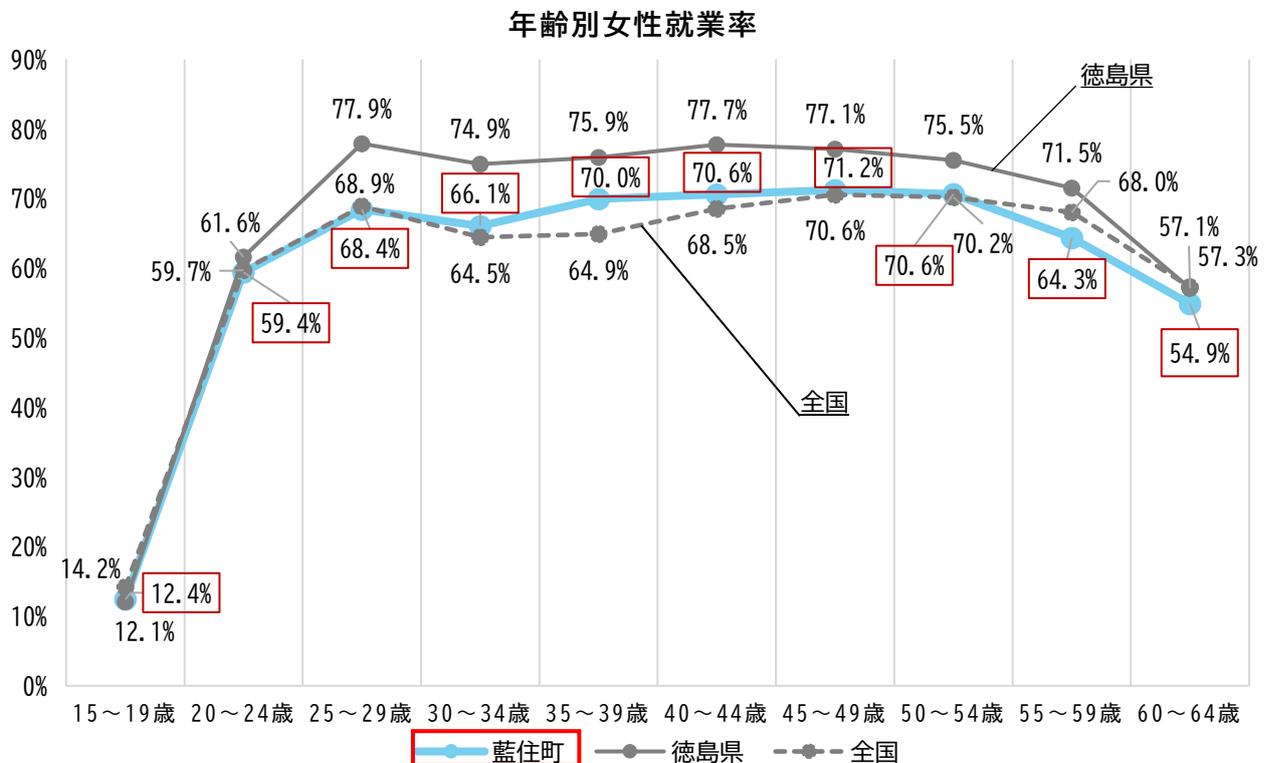
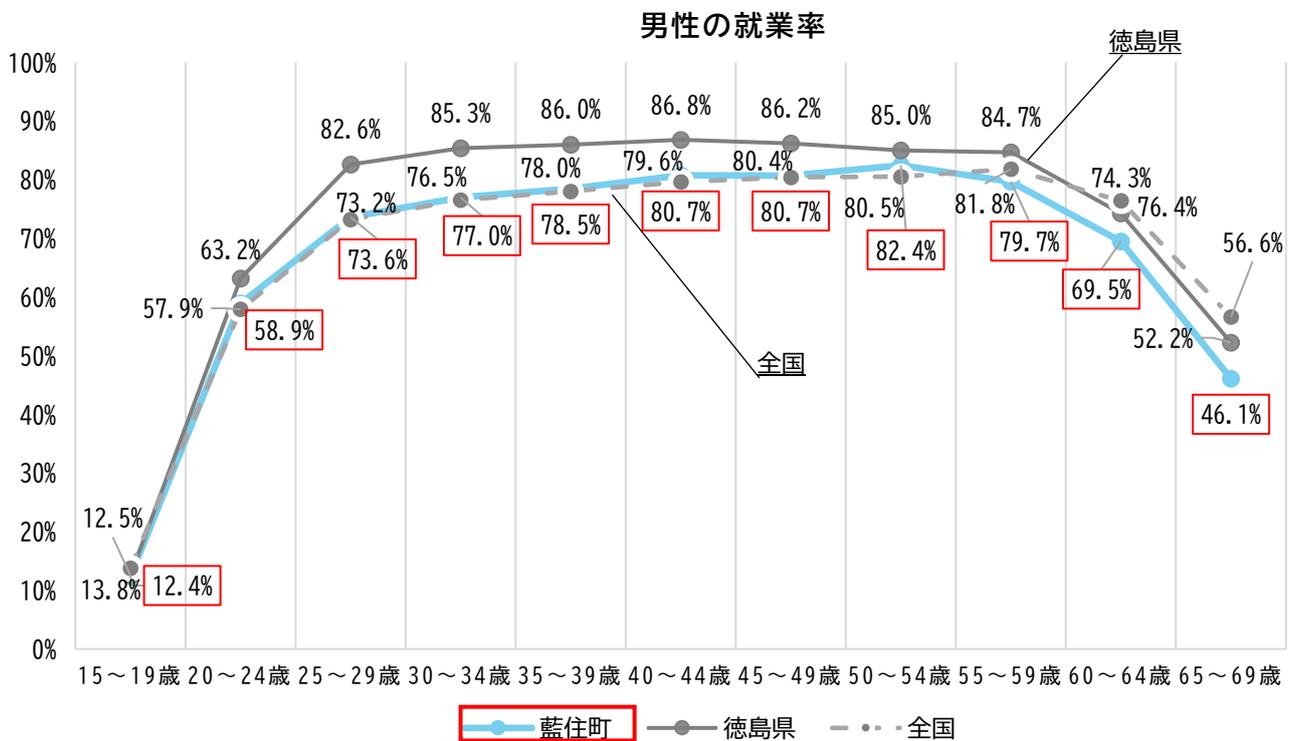
- ✓ 男性と女性の未婚率は、年齢別（結婚適齢期）で見ると、どの年代も国や県より低くなっています。



出典：国勢調査（令和2年）

#### (4) 男女の労働力状況（令和2年）

✓ 本町では「M字カーブ」と表現するほど女性の労働力率に落ち込みは見られません。



出典：国勢調査（令和2年）

### 3 子ども・子育てニーズ調査結果の概要

#### (1) 調査目的

本計画を策定するにあたって、就学前児童や小学生の子どもをもつ保護者に対して子育てに関わる実態・意識を伺い、教育・保育事業の需要量の見込みを設定するため本調査を行いました。

#### (2) 調査実施期間

実施期間：令和6年2月9日～令和6年2月26日

	調査の種類	調査対象者・実施方法
1	就学前児童の保護者	保育所（園）、幼稚園において配布・回収 （一部郵送による配布・回収）
2	小学生児童の保護者	郵送による配布・回収

#### (3) 回収結果

	調査対象者	配布数（人）	回収数	回収率
1	就学前児童の保護者	1,440	818	56.8%
2	小学生児童の保護者	788	357	45.3%

## 4 ニーズ調査結果

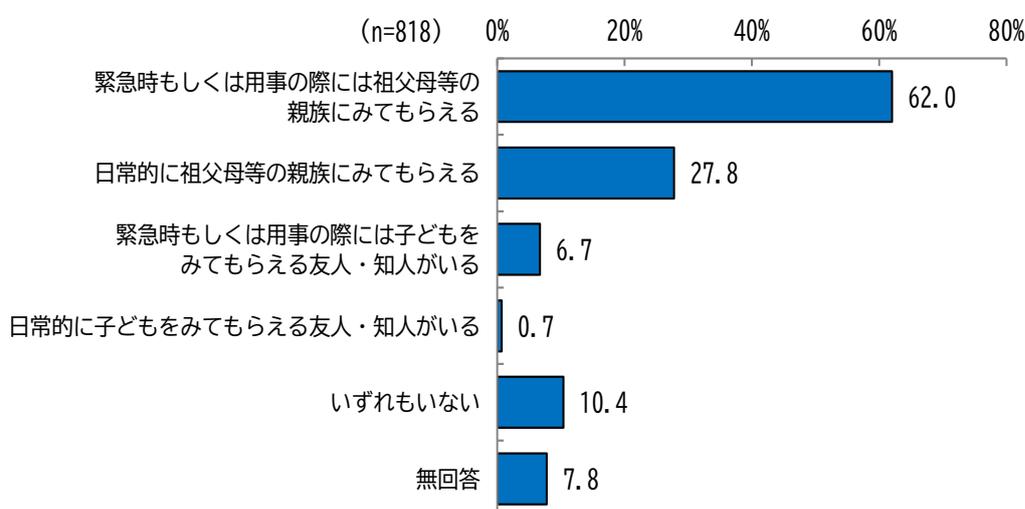
### お子さんと家族の状況

#### ■就学前と小学生の子どもを日頃、親族や知人にみてもらっている状況

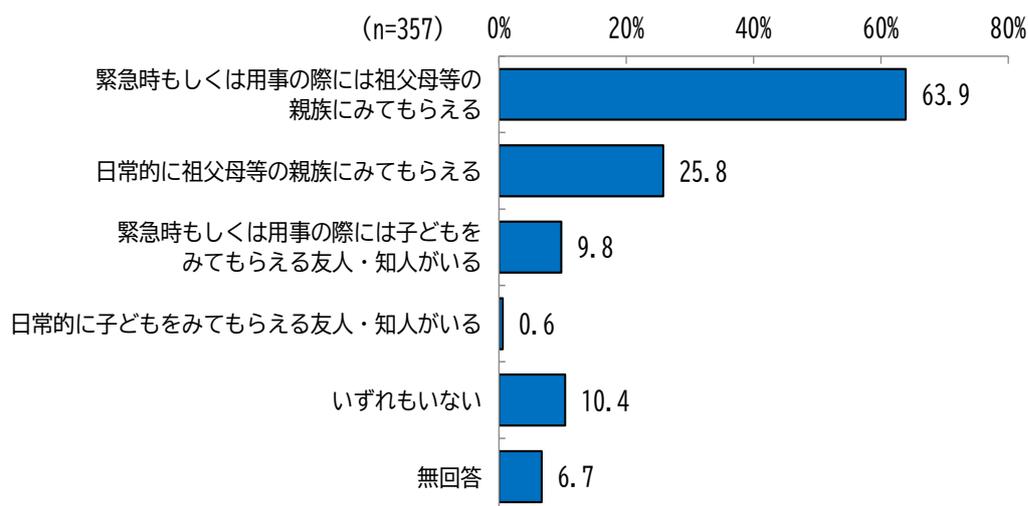
就学前では、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(62.0%)が最も高くなっています。友人・知人にみてもらえる人は1割未満となっています。

小学生では、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(63.9%)が最も高くなっています。友人・知人にみてもらえる人は1割程度となっています。

#### 就学前保護者の回答



#### 小学生保護者の回答

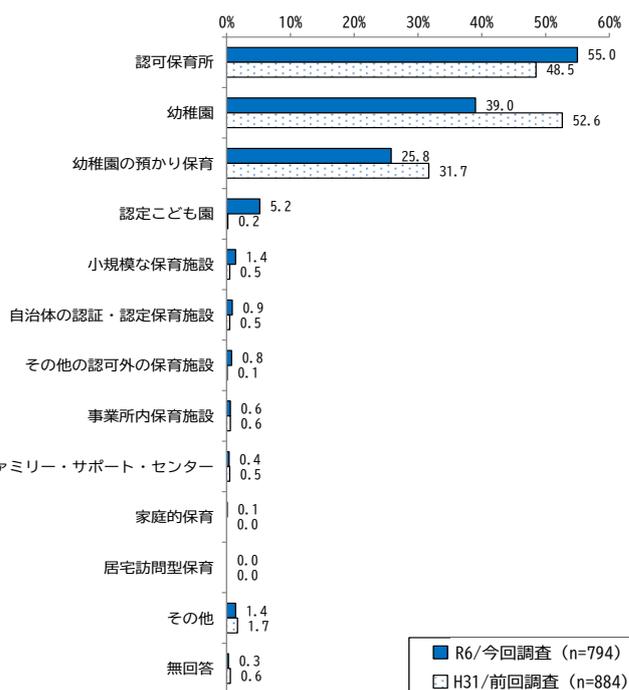


## 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

### ■就学前の子どもが現在利用している事業の種類

平日の教育・保育事業の利用状況については、「認可保育所」が55.0%と最も高く、次いで「幼稚園」(39.0%)、「幼稚園の預かり保育」(25.8%)となっています。

前回調査と比較すると、「幼稚園」が13.6ポイント減少しています。



### ■土曜日の利用希望

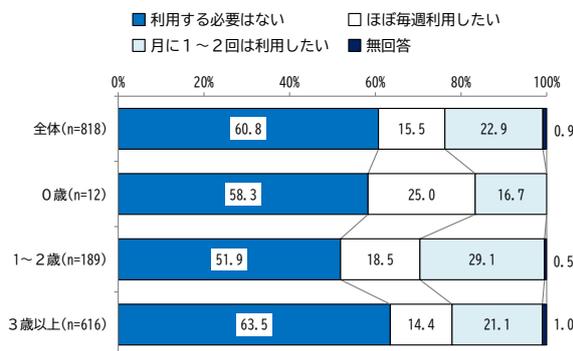
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「月に1～2回は利用したい」が22.9%、「ほぼ毎週利用したい」が15.5%を占め、利用したい人の割合は、全体の38.4%となっています。

子どもの年齢別に利用希望をみると、0歳では「ほぼ毎週利用したい」、1～2歳、3歳以上では「月に1～2回利用したい」が高くなっています。

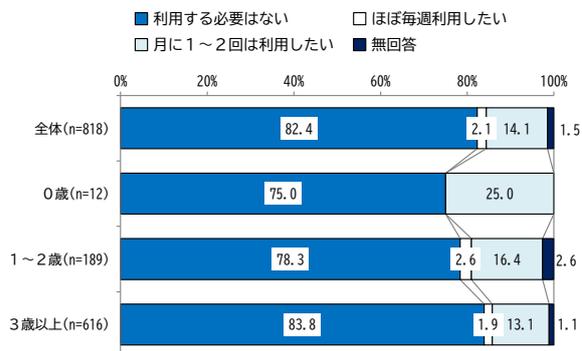
日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「月に1～2回は利用したい」が14.1%、「ほぼ毎週利用したい」が2.1%を占め、利用したい人の割合は全体の16.2%と低くなっています。

子どもの年齢別に利用希望をみると、子どもの年齢にかかわらず、「月に1～2回利用したい」が高くなっていますが、土曜日に比べて利用希望者は少なく、「利用する必要はない」が7割以上を占めています。

土曜日の利用希望

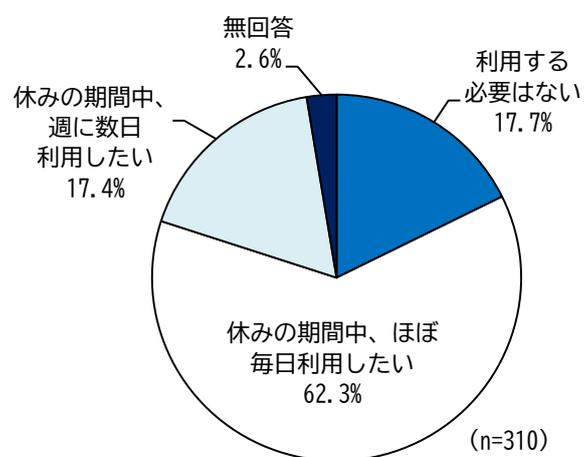


日曜日・祝日の利用希望



### ■長期休暇中の利用希望

長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望は、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」(62.3%)が最も高く、次いで「利用する必要はない」(17.7%)となっています。長期休暇期間中、毎日、または週に数日利用したい人は、全体の79.7%を占めています。



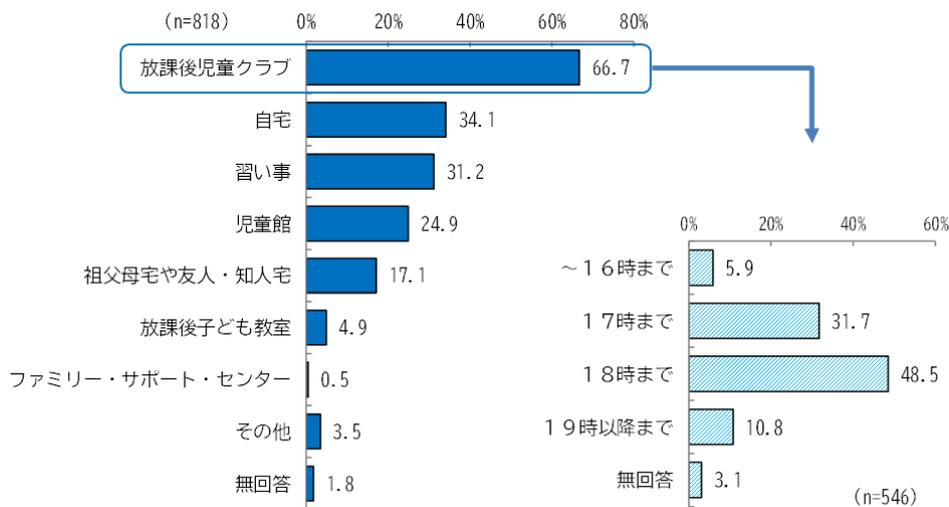
## 放課後の過ごし方について

### ■小学校低学年と高学年の放課後の過ごし方についての意向について

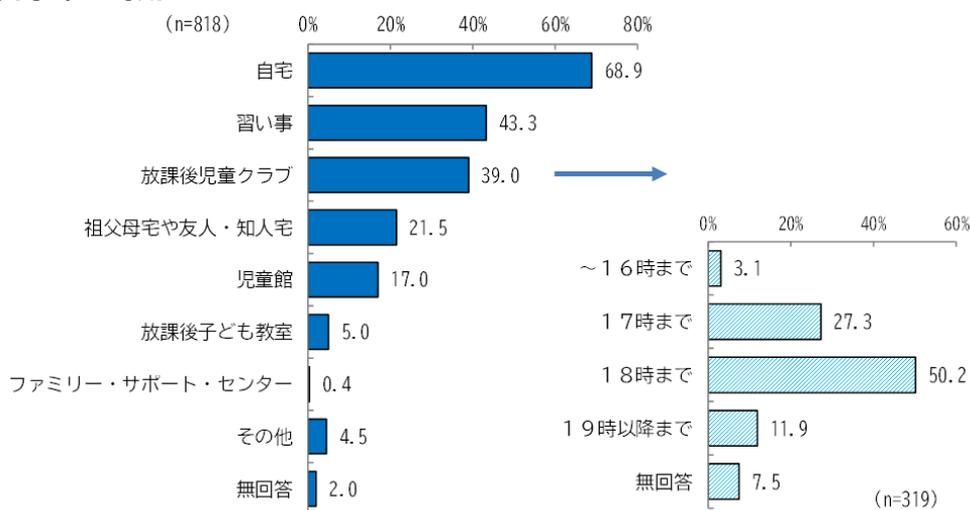
小学校低学年の放課後の過ごし方の希望については、「放課後児童クラブ」(66.7%)、利用希望時間は「18時まで」(48.5%)が最も高く、次いで「自宅」(34.1%)、「習い事」(31.2%)となっています。

小学校高学年の放課後の過ごし方の希望については、「自宅」が68.9%と最も高く、次いで「習い事」(43.3%)「放課後児童クラブ」(39.0%)となっています。また、放課後児童クラブの利用希望時間は「18時まで」が50.2%と約半数を占めています。

#### 小学校低学年の時期



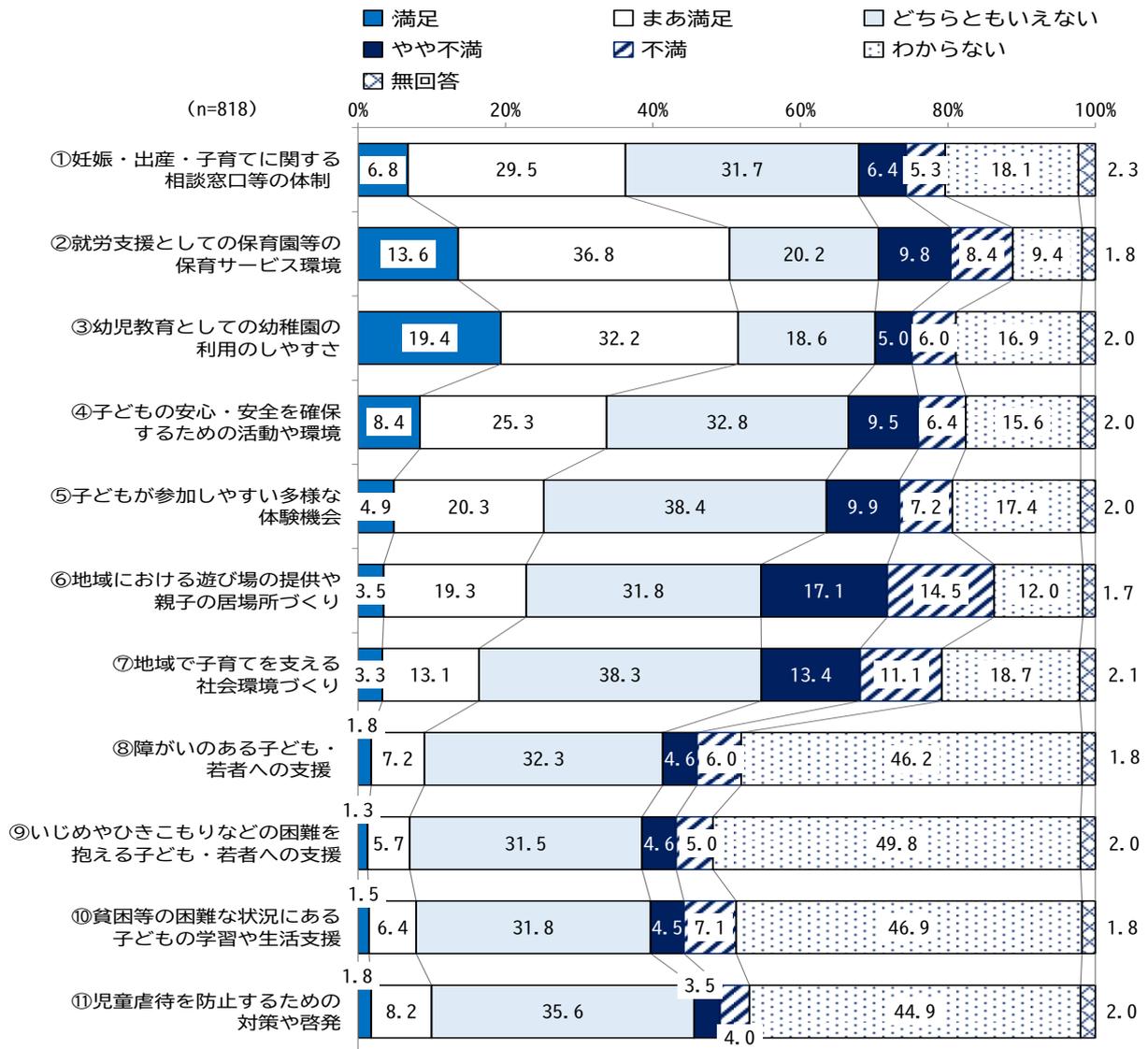
#### 小学校高学年の時期



## 子ども・若者支援に関する施策の満足度・重要度について

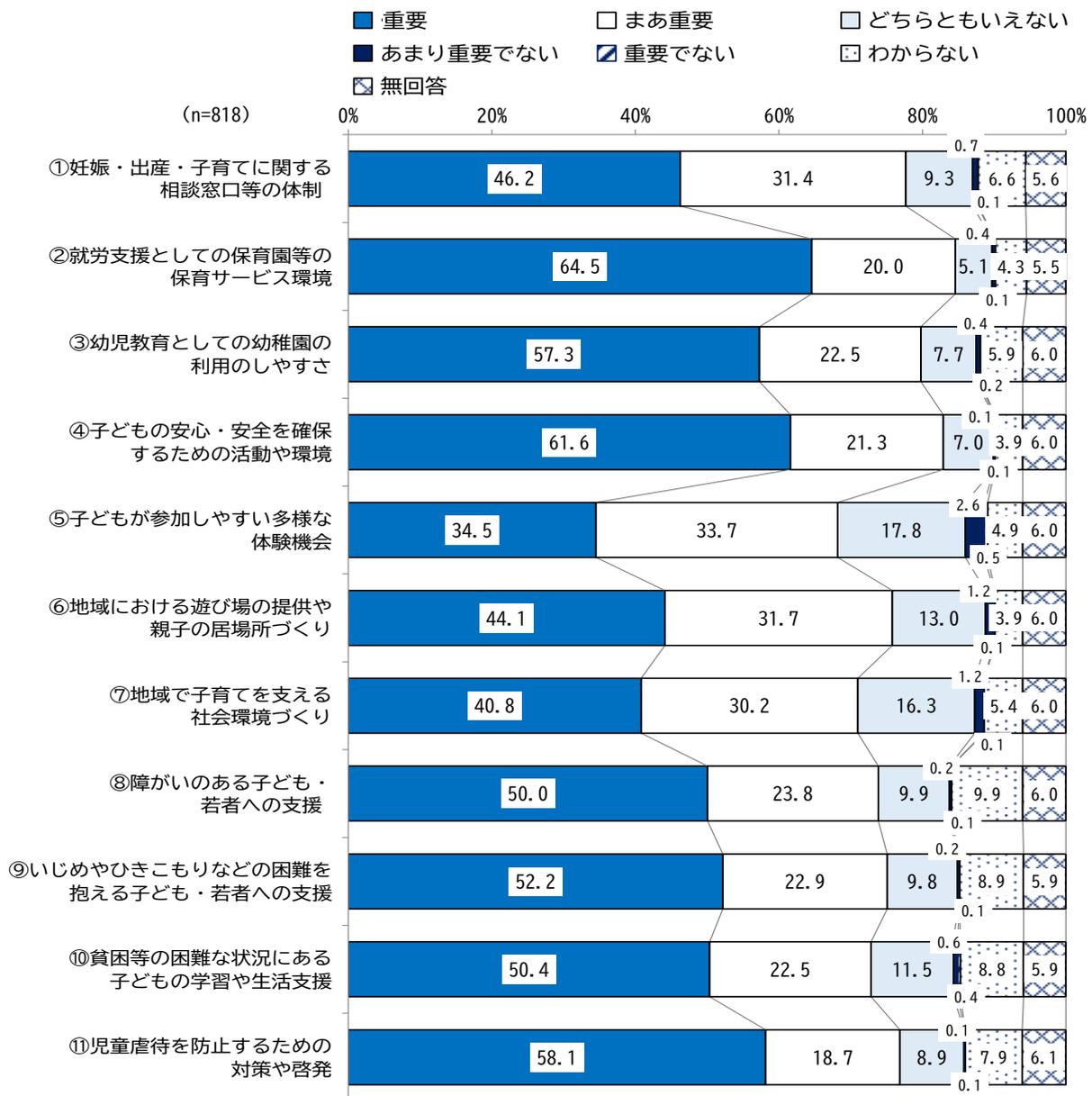
### ■ 藍住町の施策に関する満足度

藍住町の施策に関する満足度について、「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足している』割合をみると、③幼児教育としての幼稚園の利用しやすさ、②就労支援としての保育園等の保育サービス環境については、5割を超えています。一方、⑧障がいのある子ども・若者への支援、⑨いじめやひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者への支援、⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援についての『満足している』割合は1割未満と低くなっており、「わからない」が最も高くなっています。



## ■藍住町の施策に関する重要度

藍住町の施策に関する重要度について、「重要」と「まあ重要」を合わせた『重要である』割合をみると、②就労支援としての保育園等の保育サービス環境が 84.5%と最も高く、次いで④子どもの安心・安全を確保するための活動や環境（82.9%）、③幼児教育としての幼稚園の利用のしやすさ（79.8%）、①妊娠・出産・子育てに関する相談窓口等の体制（77.6%）、⑩児童虐待を防止するための対策や啓発（76.8%）などとなっています。



## 5 子どもの生活に関するアンケート調査について

### (1) 調査目的

本計画を策定するにあたって、本調査は、藍住町の未来を創る子どもたちの健やかな成長を支え、将来の可能性をより高めるために、子どもの生活実態や家庭の状況を含めた子育て世帯の生活環境・経済状況を調査し、子育て支援施策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的としています。

### (2) 調査実施期間

実施期間：令和6年2月9日～令和6年2月26日

	調査の種類	調査対象者・実施方法
1	小学1年生、5年生 中学2年生の保護者	郵送による配布・回収
2	小学5年生の生徒	
3	中学2年生の生徒	
4	児童扶養手当受給世帯	

### (3) 回収結果

	調査対象者	配布数（人）	回収数	回収率
1	小学1年生、5年生 中学2年生の保護者	841	332	39.5%
2	小学5年生の生徒	313	122	39.0%
3	中学2年生の生徒	322	128	39.8%
4	児童扶養手当受給世帯	248	73	29.4%

## 6 子どもの生活に関するアンケート調査結果

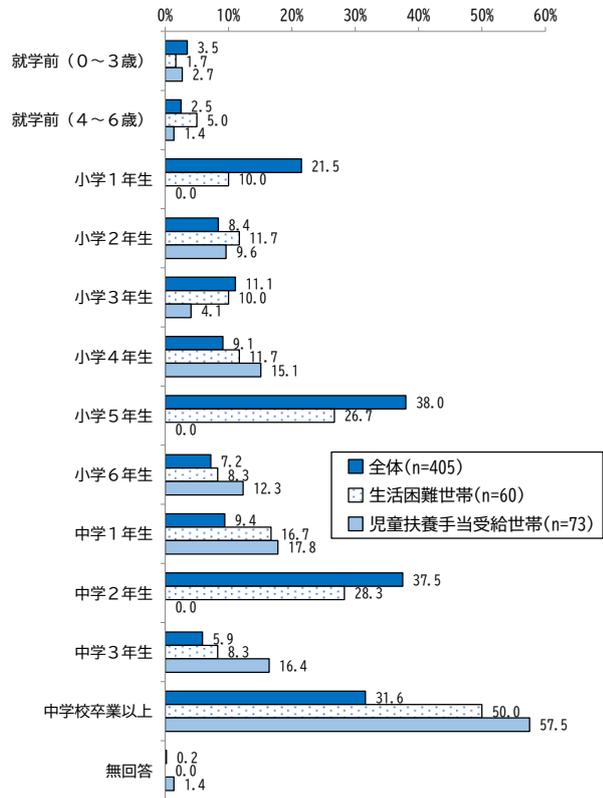
### 調査における生活困難世帯の割合

#### (1) 世帯状況

##### ■回答者の状況

「小学5年生」が38.0%で最も多く、次いで「中学2年生」(37.5%)、「中学校卒業以上」(31.6%)、「小学1年生」(21.5%)、「小学3年生」(11.1%)と続いています。

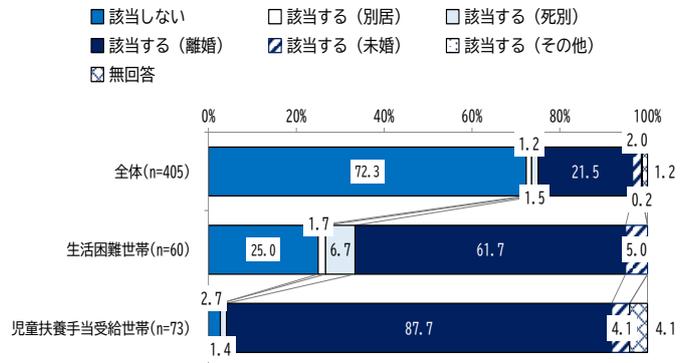
また、生活困難世帯、児童扶養手当受給世帯では「中学校卒業以上」が最も多くなっています。



#### (2) ひとり親家庭の状況

##### ■ひとり親家庭に該当するか(世帯状況別)

世帯状況別にみると、いずれの世帯も「該当する(離婚)」が最も高くなっています。また、その割合は全体よりも高くなっており、生活困難世帯では61.7%、児童扶養手当受給世帯では87.7%を占めています。



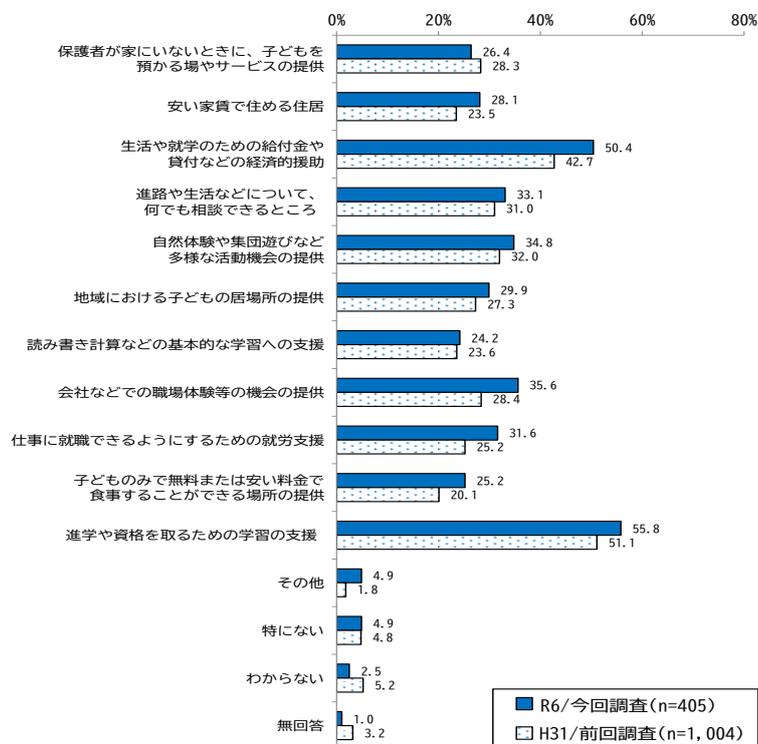
## 藍住町で子育てをする上で必要な支援について

### (1) 子どもにとって、あると良いと思う支援

#### ■子どもに必要な支援（前回比較）

「進学や資格を取るための学習の支援」が55.8%で最も多く、次いで「生活や就学のための給付金や貸付などの経済的援助」、「会社などでの職場体験等の機会の提供」と続いています。

前回調査と比較すると、「生活や就学のための給付金や貸付などの経済的援助」が7.7ポイント増加しています。

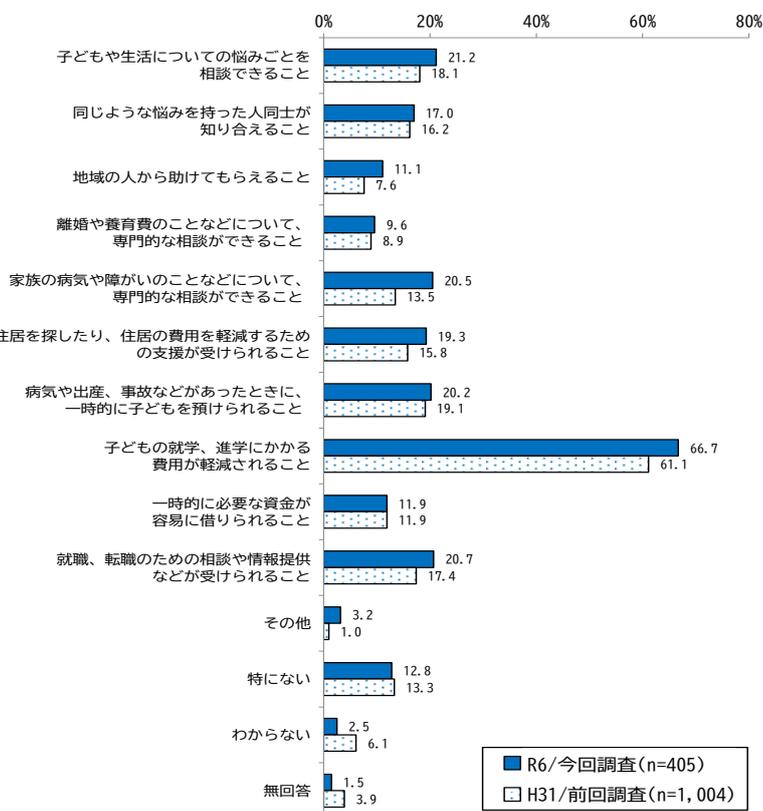


### (2) 保護者にとって、必要・重要だと思う支援

#### ■子どもに必要な支援（前回比較）

「子どもの就学、進学にかかる費用が軽減されること」が66.7%で最も多く、その割合は突出しています。次いで「子どもや生活についての悩みごとを相談できること」「転職、就職のための相談や情報提供などが受けられること」と続いています。

前回調査と比較すると、「家族の病気や障がいのことなどについて、専門的な相談ができること」は7.0ポイント増加しています。

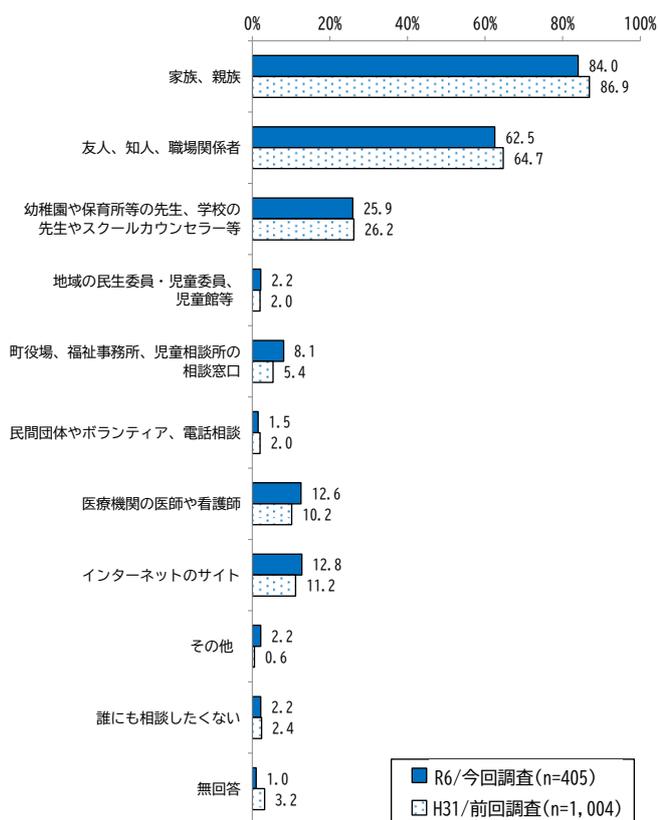


### (3) 相談場所・相談できなかった経験

#### ■子育てで困ったり、悩んだときの相談先について

「家族、親族」が84.0%で最も多く、次いで「友人、知人、職場関係者」、「幼稚園や保育所等の先生、学校の先生やスクールカウンセラー等」と続いています。

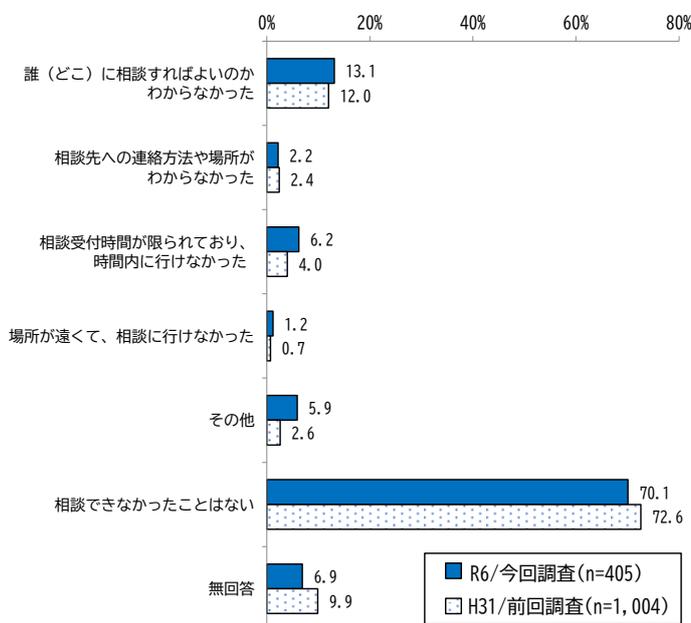
前回調査と比較すると、「家族、親族」が2.9ポイント減少しています



#### ■相談できなかった経験

「相談できなかったことはない」が70.1%で最も多くなっています。一方、相談できなかった理由としては「誰（どこ）に相談すればよいのかわからなかった」が13.1%で最も多く、次いで「相談受付時間が限られており、時間内に行けなかった」と続いています。

前回調査と比較すると、「相談できなかったことはない」が2.5ポイント減少しています。

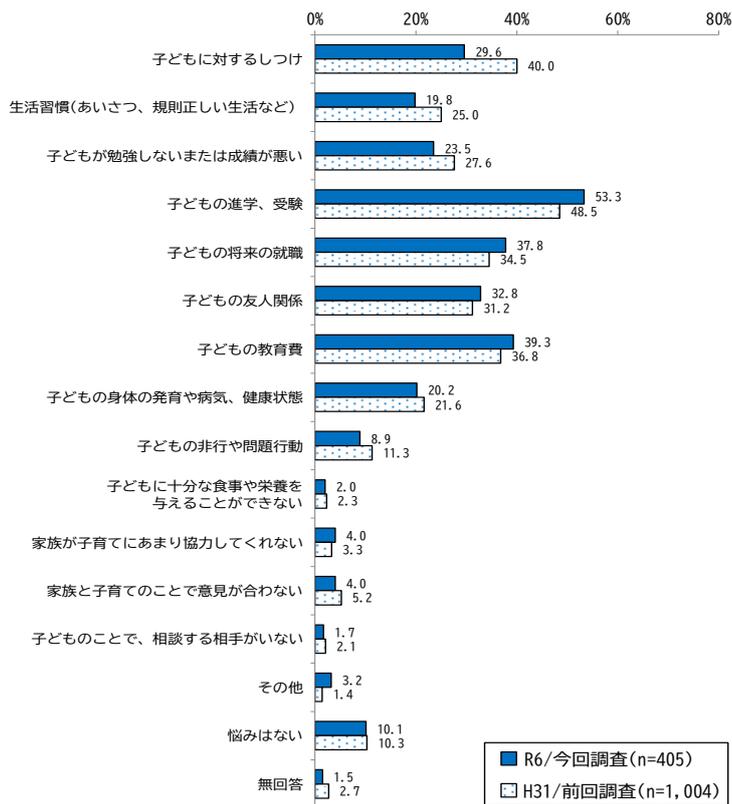


## (4) 子育ての不安や悩み

### ■子育ての不安や悩み

「子どもの進学、受験」が53.3%で最も多く、次いで「子どもの教育費」、「子どもの将来の就職」と続いています。

前回調査と比較すると、「子どもに対するしつけ」が10.4ポイント減少しています。

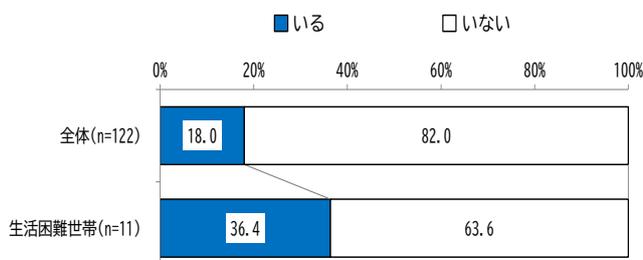


## (5) 家族の中にお世話をしている人がいるか

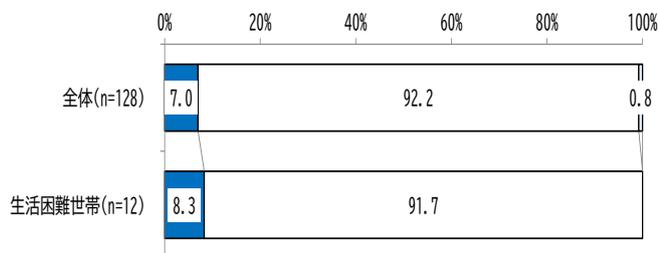
### ■小学5年生と中学2年生の回答

小学5年生は、8割～9割以上を占めています。生活困難世帯をみると、小学5年生では「いる」が36.4%を占め、全体の2倍以上となっています。

#### 小学5年生



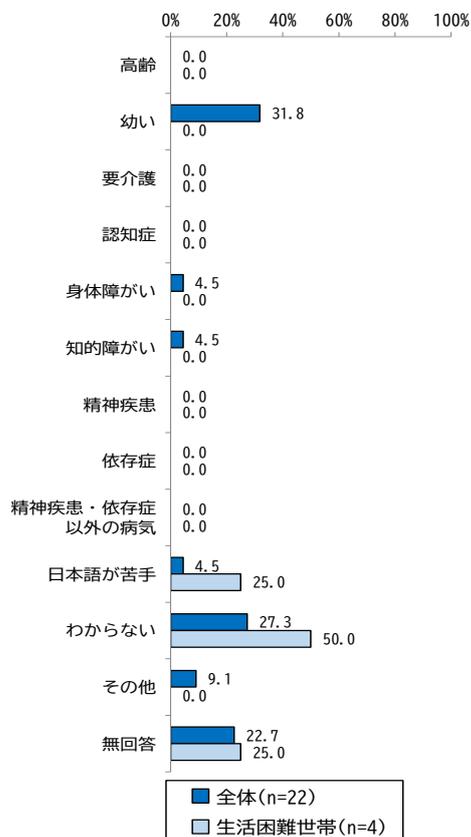
#### 中学2年生



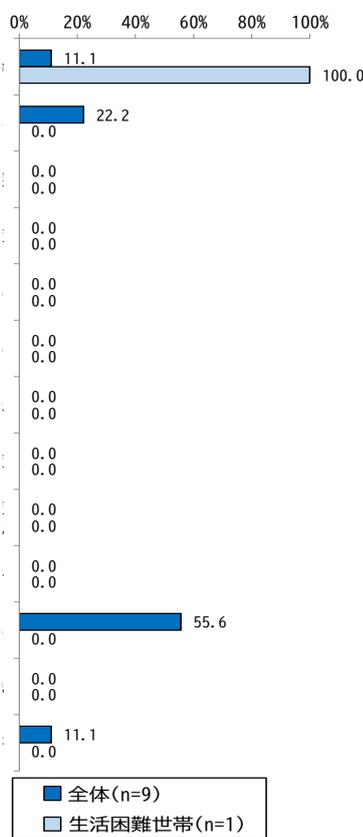
### ■小学5年生と中学2年生のお世話を必要としている方の状況

小学5年生では「若い」が31.8%で最も多くなっています。中学2年生では「わからない」が55.6%で最も多くなっていますが、わかっている中では小学5年生同様に「若い」が最も多くなっています。生活困難世帯をみると、小学5年生では「日本語が苦手」、中学2年生では「高齢」が挙げられています。

#### 小学5年生



#### 中学2年生

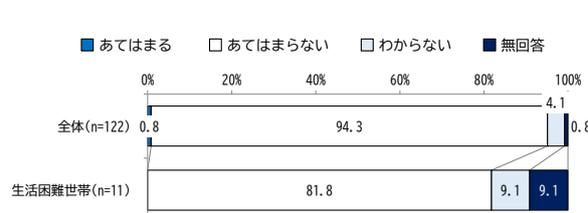


### ■自身がヤングケアラーだと思うか・ヤングケアラーの認知度

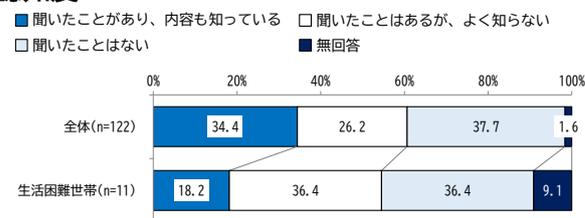
小学5年生では「あてはまる」が0.8%となっています。一方、中学生では「あてはまる」子どもはいません。

生活困難世帯をみると、いずれの学年も「あてはまらない」が最も高くなっており、「あてはまる」と回答した子どもはいません。

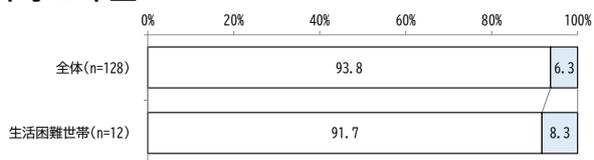
#### 小学5年生



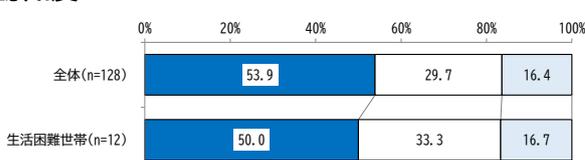
#### 認知度



#### 中学2年生



#### 認知度





# 第3章

## 計画の体系

藍住町が目指す基本理念の具体的な取組について定めています。

1. 基本理念と藍住町が目指す姿
2. 基本目標と施策体系
3. ライフステージを通じた施策の推進



## 第3章 計画の体系

### 基本理念

# 子どもの成長をすべての町民でささえるまち

～ゆとりをもって安心で安全な子育てのできるまち～

#### 1 基本理念と藍住町が目指す姿

少子化の進行や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などの子育て世帯を取り巻く環境の変化に伴い、子育てに不安や負担、孤立を感じている保護者が増加しています。子育てについての第一義的責任は保護者であり、子育て・教育の出発点は家庭ですが、住民、学校、行政など地域全体で子育て家庭に寄り添い、子どもの幸せや最善の利益を最優先に子育て支援に取り組む必要があります。

これまでの「藍住町次世代育成支援行動計画」「藍住町子ども・子育て支援事業計画」において推進してきた「子どもの成長をすべての町民でささえるまち～ゆとりをもって安心で安全な子育てのできるまち～」の基本理念を継承し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、明るく希望に満ちた社会で安心して暮らせるよう、子育て支援の取り組みを進めます。

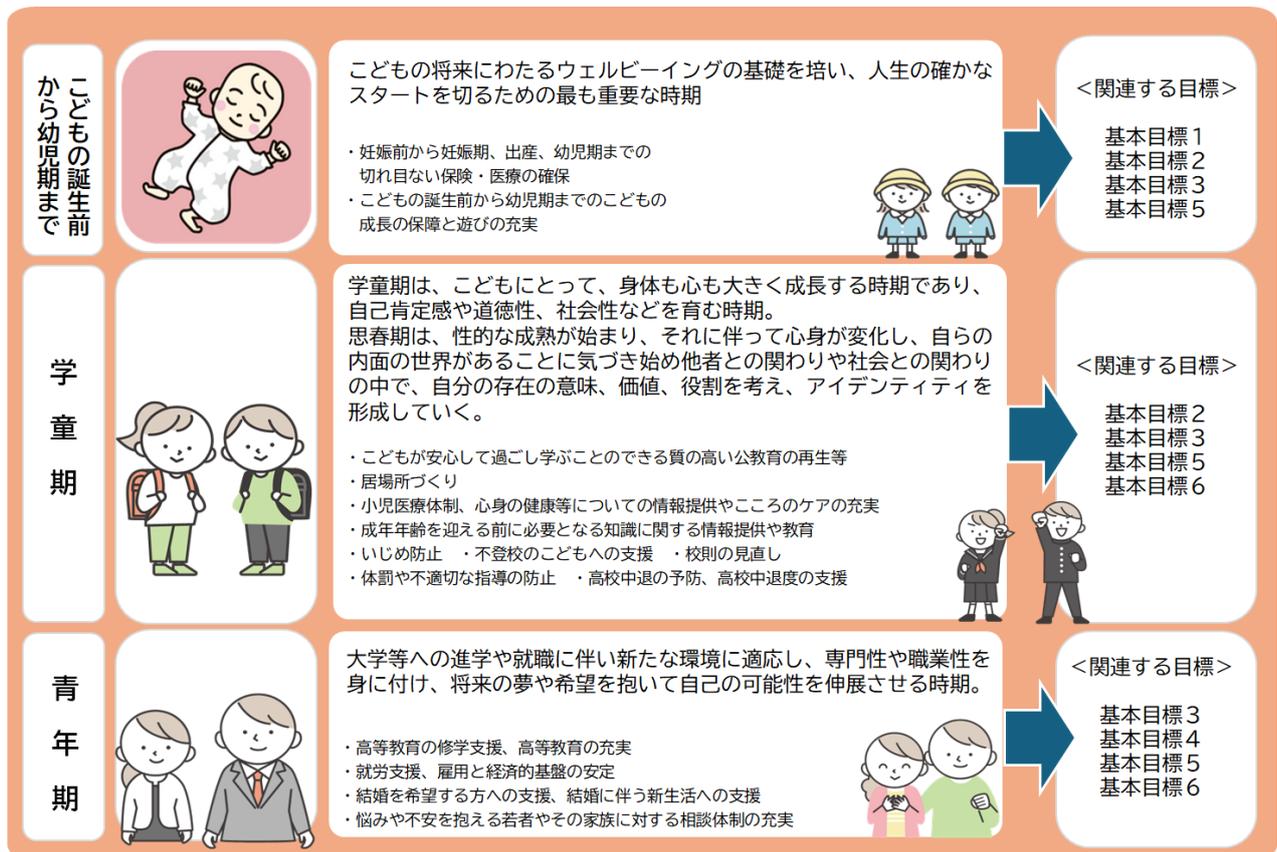
## 2 基本目標と施策体系

基本理念をもと、各法令と「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画2024」を勘案して、基本目標と施策目標を設定します。



### 3 ライフステージを通じた施策の推進

これまで、子ども政策は複数の省庁にまたがっており、施策が分断されていました。そこで令和4年に「こども家庭庁設置」と「こども基本法」が成立し、令和5年4月にこども家庭庁が発足。国は、こども基本法に基づき、「こどもまんなか実行計画2024」を策定し、政策を一元化しました。本町もこれに基づき、ライフステージを通じた施策の推進のため、関連する目標につなげた計画策定をしました。





# 第4章

## 施策の展開

藍住町の基本目標と施策目標ごとに整理した単位施策を示していきます。



# 第4章 施策の展開

## 基本目標

# 1

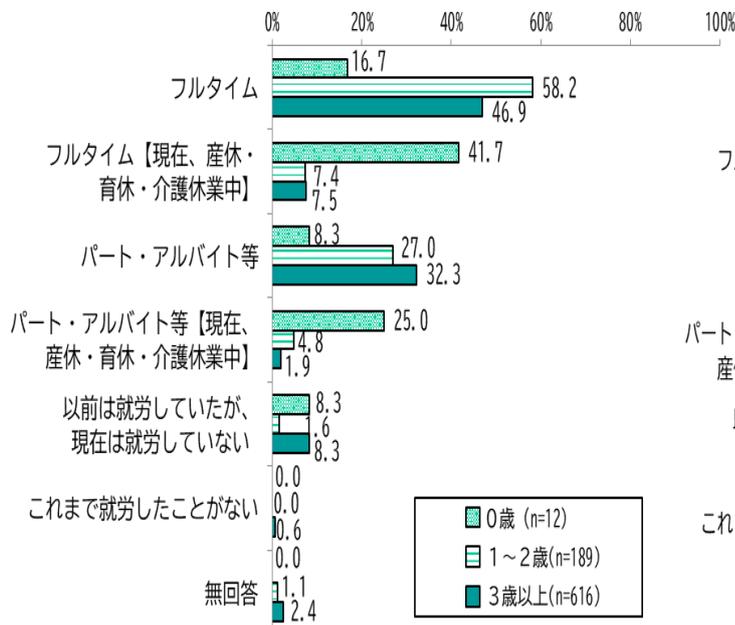
## Basic objective

### 子育て家庭に対する支援

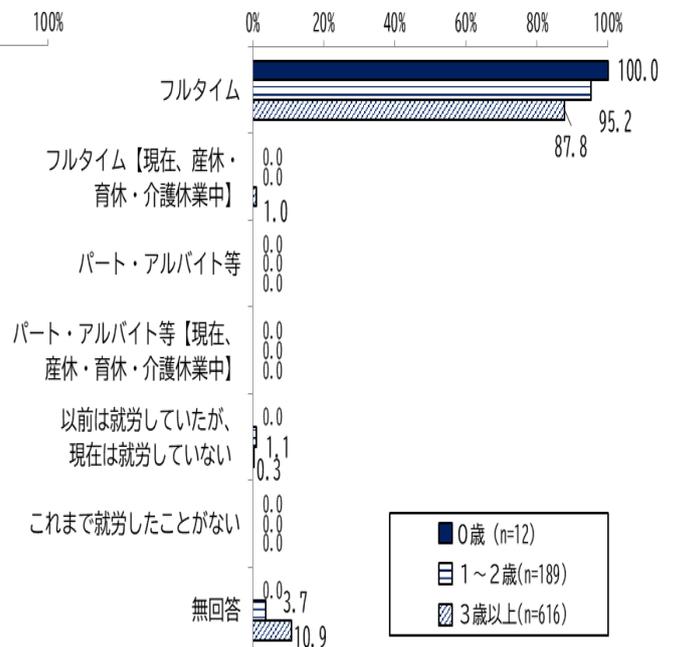
#### 現状と課題

就労状況を年齢別にみると、母親では0歳児で「フルタイム（産休・育休中）」が41.7%、1～2歳児では「フルタイム」が58.2%と増加しています。一方、父親は年齢に関わらず高い就労率を維持している状況です。また、教育・保育事業の利用状況をみると、0歳児の利用率が41.7%、1～2歳児では95.2%と高く、3歳未満児の需要が非常に高いことがわかります。これを踏まえ3歳未満児を対象とした教育・保育事業の支援体制を強化していく必要があります。

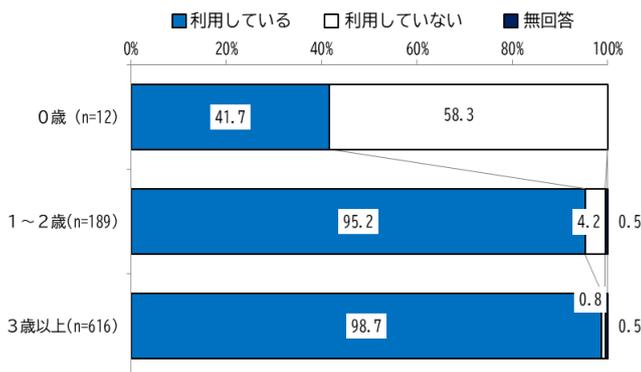
【母親の就労状況】



【父親の就労状況】



## 【年齢別にみた教育・保育事業の利用状況】



### 目指す姿

- 3歳未満児の教育・保育事業の利用ニーズを充実させるため、乳幼児通園支援制度（こども誰でも通園制度）や一時預かり事業、休日保育事業の取組を推進していきます。また、1～2歳児の高い利用率や4・5歳の保育ニーズにも対応するため施設の受け入れ拡充、保育の質の向上を今まで以上に強化していきます。
- インクルーシブ保育事業を通じ、保護者が必要な保育サービスを適切に受けられる体制を実現できるように、多様な子どもたちが安心して利用できる環境整備を検討します。

### ■基本施策

- ◆保育サービスの充実
- ◆子育て支援サービスの充実
- ◆子育て家庭への経済的支援
- ◆生活の安定のための支援

### ■取組事業

基本目標	個別施策
子育て家庭に対する支援	1：通常保育事業
	2：延長保育事業
	3：休日保育事業
	4：特定保育事業
	5：病児・病後児保育（体調不良児対応型）
	6：病児保育（医療機関）
	7：一時預かり事業
	8：地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
	9：子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）
	10：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	11：こども家庭センターの設置
	12：子育て支援藍住町指定ごみ袋無償交付
	13：子どもはぐくみ医療費助成制度

基本目標	個別施策
子育て家庭に対する支援（続き）	14：幼児教育・保育無償化の実施
	15：保育料等の軽減
	16：放課後児童クラブ利用料の軽減
	17：就学援助等の推進
	18：児童手当
	19：母子父子寡婦福祉資金貸付制度
	20：家庭生活支援派遣事業
	21：生活保護相談
	22：児童扶養手当
	23：福祉商品券
	24：ひとり親家庭等医療費助成制度
	25：インクルーシブ保育の検討
	26：乳児通園支援制度（こども誰でも通園支援）の検討
	27：ひとり親家庭に対する相談体制の充実

## こども家庭センターについて

令和6年4月1日に藍住町こども家庭センターを設置し、子育て世帯を包括的に支援する新しい拠点として、大きな期待が寄せられています。母子保健と児童福祉の機能を一体化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供することで、子育ての不安や負担を軽減し、子どもたちの健やかな成長を支えることが可能です。

## インクルーシブ保育について

インクルーシブ保育とは、すべての子どもが年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが同じ環境で育ち、学ぶことを目指す教育のアプローチです。この取組は、多様性の尊重、教育機会の平等、保育士の専門性向上といった観点から必要とされています。

まず、インクルーシブ保育は多様性を尊重し、異なる背景や特性を持つ子どもたちが共に成長する機会を提供します。例えば、障がいを持つ子どもが他の子どもたちと関わることで、社会的スキルやコミュニケーション能力を育むことができます。このような環境は、子どもたちに他者への理解や共感を深めることができ、将来的に多様な社会での共生を可能にします。

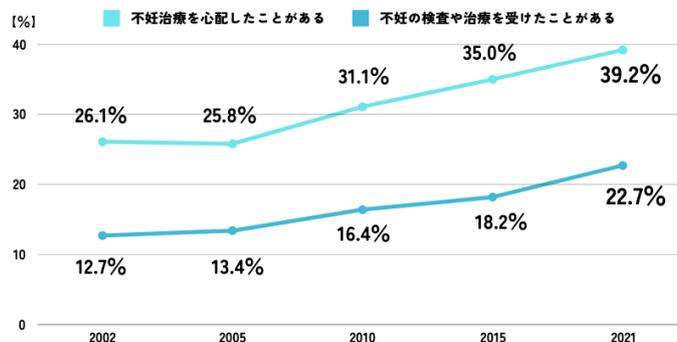
さらに、すべての子どもに平等な教育機会を提供し、特別な支援が必要な子どもに対して適切な環境を整えることで、同じように学び、成長できる場を確保していくことです。インクルーシブ保育の実践を通じて、保育士は多様なニーズに対応するスキルを身に付け、保育の質の向上を目指し、子どもたちの成長を支えるだけでなく、社会全体の包摂性を高める重要な取組です。

藍住町でもインクルーシブ保育を実現できるよう支援体制の強化を目指してまいります。

## 不妊治療医療費助成事業について

2021年の厚生労働省の調査によると、日本では39.2%の夫婦が「不妊を心配した」経験があると回答しており、不妊治療を受けたことがある夫婦は22.7%と発表されました。

そして、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は、2002年で12.7%でしたが2021年は22.7%と増加しており、体外受精で生まれた赤ちゃんは6万9797人となっています。



本町では、不妊治療費の経済的負担の軽減を目的に不妊治療医療費助成事業として、一般不妊治療と生殖補助医療費に対する助成を今後実施予定です。

安心して、子どもを産み育てることのできる環境づくり、そして、未来ある子どもたちが夢や希望を持つことのできる環境づくりに一層取り組んでまいります。

出典：国立社会保障・人口問題研究所 「2002年社会保障・人口問題基本調査」、「2005年社会保障・人口問題基本調査」、「2010年社会保障・人口問題基本調査」、「2015年社会保障・人口問題基本調査」、「2021年社会保障・人口問題基本調査」



## 基本目標

# 2

## Basic objective

### 子どもが健やかに・心豊かに成長する環境づくり

#### 現状と課題

子どもたちの生活習慣について、特に食生活と歯磨き習慣について課題がみられます。「毎日朝ごはんを食べている」割合は、中学2年生の一般家庭では84.4%、生活困難世帯では75.0%となっています。また、「1日2回以上歯磨きをする」割合では、小学生と中学生の一般家庭は60%台であるのに対し、生活困難世帯では、小学5年生では45.5%、中学2年生では50.0%と低く、生活習慣の改善が求められています。

「家族が自分を大切にしている」と感じる割合が生活困難世帯では一般家庭に比べて低い傾向にあり、「友だちから好かれている」と感じる割合においては、「どちらかといえばそう思う」という回答が「そう思う」という回答より多い傾向にあります。自己肯定感や社会的つながりの支援が必要です。

#### 【小学5年生と中学2年生の子どもの生活に関するアンケート調査】 生活習慣について

朝ごはんの習慣		毎日	どちらかといえば 食べている	あまり食べていない	全く食べていない	無回答
小学5年生	今回 (n=122)	87.7%	8.2%	3.3%	0.8%	0.0%
	前回 (n=311)	82.6%	7.4%	6.1%	1.6%	2.3%
	生活困難世帯 (n=11)	81.8%	0.0%	18.2%	0.0%	0.0%
中学2年生	今回 (n=123)	84.4%	9.4%	5.5%	0.8%	0.0%
	前回 (n=312)	84.2%	6.2%	7.2%	1.4%	1.0%
	生活困難世帯 (n=12)	75.0%	8.3%	16.7%	0.0%	0.0%
歯磨きの習慣		1日2回 以上	ときどきする	1日1回する	ほとんどしない	無回答
小学5年生	今回 (n=122)	60.7%	5.7%	32.0%	0.0%	0.0%
	前回 (n=311)	68.8%	5.7%	22.2%	1.6%	1.6%
	生活困難世帯 (n=11)	45.5%	18.2%	36.4%	0.0%	0.0%
中学2年生	今回 (n=123)	63.3%	0.8%	64.4%	1.6%	0.0%
	前回 (n=312)	61.0%	5.8%	31.5%	1.0%	0.7%
	生活困難世帯 (n=12)	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%

## 家族や友人について

家族から大切にされている		そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	無回答
小学5年生	今回 (n=122)	80.3%	16.4%	1.6%	0.8%	0.8%
	前回 (n=311)	73.6%	21.2%	1.6%	1.6%	1.9%
	生活困難世帯 (n=11)	72.7%	18.2%	0.0%	0.0%	9.1%
中学2年生	今回 (n=123)	70.3%	26.6%	3.1%	0.0%	0.0%
	前回 (n=312)	62.3%	30.5%	4.1%	1.7%	1.4%
	生活困難世帯 (n=12)	58.3%	33.3%	8.3%	0.0%	0.0%
友だちから好かれている		そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	無回答
小学5年生	今回 (n=122)	46.7%	40.2%	8.2%	3.3%	1.6%
	前回 (n=311)	37.9%	46.3%	9.3%	4.5%	1.9%
	生活困難世帯 (n=11)	18.2%	36.4%	27.3%	9.1%	9.1%
中学2年生	今回 (n=123)	43.0%	52.3%	3.1%	0.8%	0.8%
	前回 (n=312)	27.7%	50.3%	15.1%	5.1%	1.7%
	生活困難世帯 (n=12)	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%

## 目指す姿

- 産婦の健康状態を確認するため、医療機関で産婦健康診査を実施します（産後2週間健診、産後1ヶ月健診）
- 家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」又は助産師等の専門家による相談支援等を行います。
- 安心して子育てができる支援体制を確保するため、出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児サポートを行います。
- 各種歯科保健指導を通じて、保護者と子どもに、歯の大切さやむし歯予防、望ましい生活習慣について理解してもらうとともに、子どもの歯科検診を実施し、歯の健康管理の指導に取り組みます。

## ■基本施策

- ◆子どもと親の健康の確保
- ◆子どもの健やかな成長への支援
- ◆障がいのある子どもへの支援



■取組事業

基本目標	個別施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子どもが健やかに・心豊かに成長する 環境づくり</p>	1：乳児家庭全戸訪問事業
	2：妊婦保健指導事業
	3：妊婦一般健康診査
	4：両親教室
	5：新生児聴覚検査
	6：未熟児医療費給付事業
	7：育児相談・発達相談
	8：小児医療の充実
	9：小児生活習慣病予防食育事業
	10：モグモグキッチン（離乳食教室）
	11：早期支援
	12：小中学校、幼稚園における食育の推進
	13：産婦健康診査
	14：産前・産後サポート事業
	15：産後ケア事業
	16：養育支援事業
	17：乳児一般健康診査
	18：股関節脱臼検診
	19：9・10か月児検診
	20：1歳6か月児検診
	21：3歳児検診
	22：歯科保健事業
	23：歯科疾患予防事業（フッ化物塗布事業）
	24：予防接種事業
	25：支援体制の充実
	26：特別児童扶養手当
	27：障害児福祉手当
	28：福祉商品券
	29：重度心身障がい者等医療費助成制度
	30：自立支援医療費支給（育成医療）制度
	31：妊婦のための支援給付
	32：妊婦等包括支援事業

## 基本目標

# 3

## Basic objective

### 子どもが育つ教育環境の整備

#### 現状と課題

小学5年生と中学2年生では「学校が楽しい」と感じる割合が高いものの、小学5年生の生活困難世帯では27.3%が「楽しくない」と回答しています。学校生活が楽しめない子どもたちに対して、心理的・社会的支援が必要です。全体的な傾向として「将来の夢や目標がある」と感じる子どもが多い一方、中学2年生ではその割合が前回調査より減少しており、特に小学5年生の生活困難世帯では54.6%と低い割合にとどまっています。

また、「頑張れば良いことがある」と感じる割合は全体で高いものの、生活困難世帯の中学2年生では66.7%とやや低い状況です。どの世代も切れ目のない支援を受けることができ、学校生活の充実と教育環境の整備を強化する必要があります。

#### 【小学5年生と中学2年生の子どもの生活に関するアンケート調査】

##### 学校生活について

学校が楽しい		そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	無回答
小学5年生	今回 (n=122)	58.2%	32.0%	3.3%	5.7%	0.8%
	前回 (n=311)	60.1%	31.5%	4.2%	2.6%	1.6%
	生活困難世帯 (n=11)	36.4%	36.4%	9.1%	18.2%	0.0%
中学2年生	今回 (n=123)	59.4%	30.5%	6.3%	2.3%	1.6%
	前回 (n=312)	49.7%	37.3%	7.9%	4.1%	1.0%
	生活困難世帯 (n=12)	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
学校の授業がよくわかる		そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	無回答
小学5年生	今回 (n=122)	41.8%	47.5%	4.1%	4.9%	1.6%
	前回 (n=311)	46.0%	45.7%	4.5%	2.3%	1.6%
	生活困難世帯 (n=11)	18.2%	63.6%	0.0%	18.2%	0.0%
中学2年生	今回 (n=123)	25.0%	55.5%	15.6%	2.3%	1.6%
	前回 (n=312)	15.4%	61.6%	16.1%	5.5%	1.4%
	生活困難世帯 (n=12)	8.3%	75.0%	16.7%	0.0%	0.0%

## 自分の将来や目標について

将来の夢や目標がある		そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	無回答
小学5年生	今回 (n=122)	55.7%	22.1%	11.5%	9.8%	0.8%
	前回 (n=311)	58.8%	20.6%	12.9%	6.4%	1.3%
	生活困難世帯 (n=11)	45.5%	9.1%	27.3%	9.1%	9.1%
中学2年生	今回 (n=123)	34.4%	28.9%	24.2%	12.5%	10.0%
	前回 (n=312)	41.8%	30.1%	16.8%	9.9%	1.4%
	生活困難世帯 (n=12)	58.3%	25.0%	8.3%	8.3%	10.0%
頑張れば良いことがある		そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	無回答
小学5年生	今回 (n=122)	60.7%	32.0%	4.1%	2.5%	0.8%
	前回 (n=311)	63.7%	25.4%	5.8%	3.5%	1.6%
	生活困難世帯 (n=11)	18.2%	63.6%	9.1%	0.0%	9.1%
中学2年生	今回 (n=123)	50.8%	37.5%	10.2%	1.6%	0.0%
	前回 (n=312)	56.5%	28.8%	8.6%	4.8%	1.4%
	生活困難世帯 (n=12)	50.0%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%

## 目指す姿

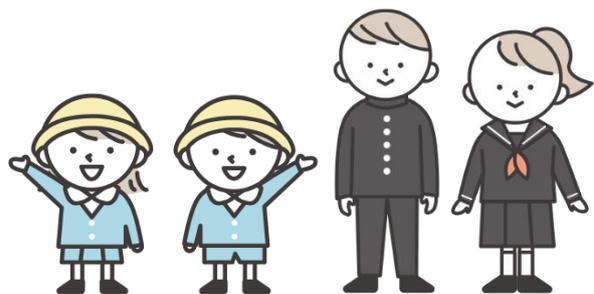
- ▶ 小学校に外国語専科教諭を配置し、外国語科の充実を図ります。また、中学2年生を海外派遣（ホームステイ）し、現地の人との交流や異文化体験を通じて、豊かな国際感覚の基礎を養い、国際社会に貢献できる人材を育成します。
- ▶ 学びの楽しさや達成感を感じられる教育環境を実現するため、学校が学びの場であるとともに、子どもたち一人ひとりの成長を支える居場所となり、未来への希望を持って成長できる環境を目指し各関係機関との連携を強化します。

## ■基本施策

- ◆教育の支援
- ◆子どもの成長と発達への支援
- ◆青少年健全育成の推進

■取組事業

基本目標	個別施策
子どもが育つ教育環境の整備	1：保育・幼児教育の質の向上
	2：学校教育の充実
	3：家庭教育の推進
	4：文化・芸術・スポーツ活動の振興
	5：グローバル人材育成
	6：適応指導教室
	7：学校支援員の配置
	8：青少年相談室での相談対応
	9：福祉教育の推進
	10：ブックスタート事業
	11：学校教育による学力の保障
	12：青少年対策監の配置
	13：スクールソーシャルワーカーの配置
	14：スクールカウンセラーの配置



# 基本目標

# 4

## Basic objective

### 子育てと仕事の両立支援

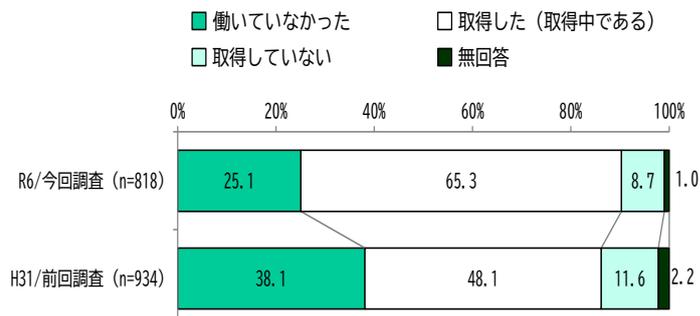
#### 現状と課題

母親の育児休業取得後に職場へ復帰する割合は、79.4%と高いものの、残りの約2割が復帰できていない状況です。また父親の育児休業取得は、18.2%にとどまり、8割以上が「取得していない」と回答しています。前回調査より取得率は増加しているものの、母親の取得率と比べると依然として低く、父親が育児に積極的にかかわるための環境整備が必要です。

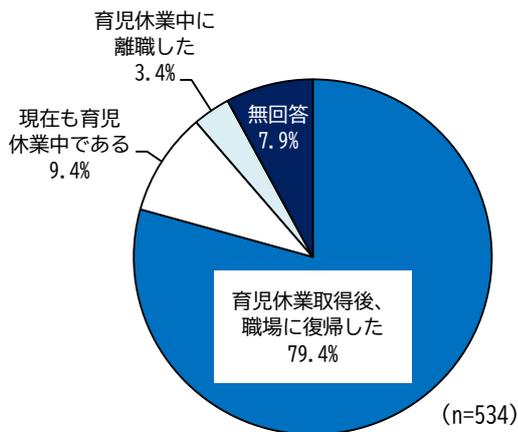
延長保育や休日保育などの柔軟な保育サービスのニーズが高い一方で、育児と仕事の両立を支える支援が十分に行き届いていないこと、特に共働き家庭やひとり親家庭では、仕事と子育てを両立するための支援が不足していることが課題です。

#### ○母親

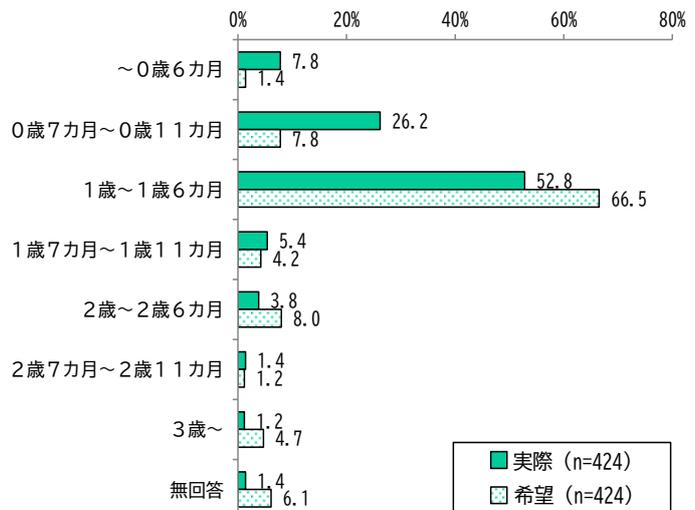
##### 【育児休業取得状況】



##### 【育児休業取得後の職場復帰】

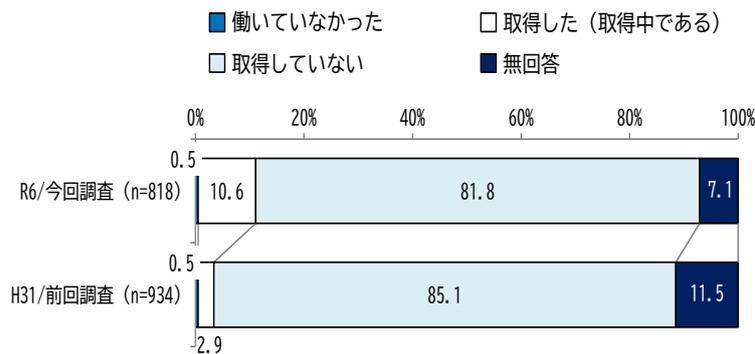


##### 【育児休業取得期間の実際と希望】

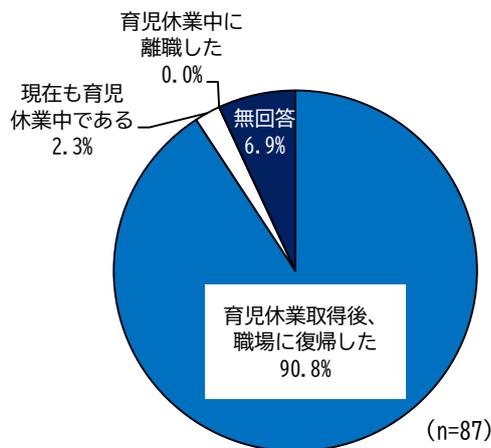


○父親

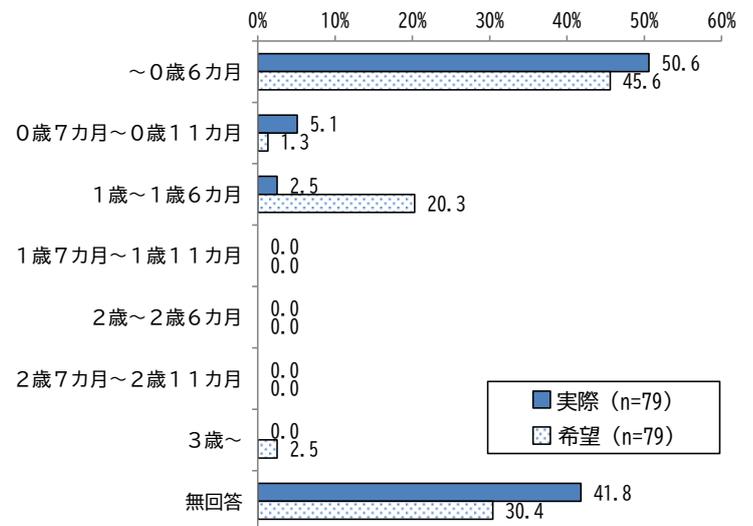
【育児休業取得状況】



【育児休業取得後の職場復帰】



【育児休業取得期間の実際と希望】



目指す姿

- 出産・育児を控えた男女に対して基本的な知識、技術を学ぶ機会を提供し、必要な保健指導や相談支援を行います。
- 保育所における延長保育事業や休日保育事業、一時預かり事業、また、医療機関での病児保育や保育所での病児・病後児保育（体調不良児対応型）を実施し、保護者が安心して仕事に復帰できる環境を整えます。特に、共働き家庭やひとり親家庭を配慮し、地域のファミリー・サポート・センターを通じて保育サービスの利用を支援し、緊急時の子育て支援体制を強化していきます。
- 保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学1年生から小学6年生までの児童の健全な遊びや生活の場を提供するため、町内5か所の児童館で放課後児童クラブを運営します。

■基本施策

- ◆多様な働き方に対応した子育て支援の展開
- ◆ワークライフバランスの推進
- ◆子育て支援サービスの充実

■取組事業

基本目標	個別施策
子育てと仕事の両立支援	1：延長保育（保育所）
	2：休日保育（保育所）
	3：一時預かり事業（保育所・幼稚園）
	4：病児・病後児保育（体調不良児対応型）
	5：病児保育（医療機関）
	6：子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）
	7：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	8：放課後児童クラブ
	9：産前教室

## 産前教室について

産前教室では、妊娠中の女性やそのパートナーが出産や育児に関する知識を学ぶことを目的としており、妊娠中の体の変化、出産のプロセス、乳幼児のお世話の仕方など、実践的な内容が提供されます。

<教室の内容>

- 妊娠中の健康管理や栄養について
- 出産時の痛みの緩和方法や出産の流れ
- 乳幼児の抱き方やおむつ替え、沐浴の実演
- 育児に関する基本的な知識やスキル

<場所>

総合文化ホール1階 多目的室



## 基本目標

# 5

## Basic objective

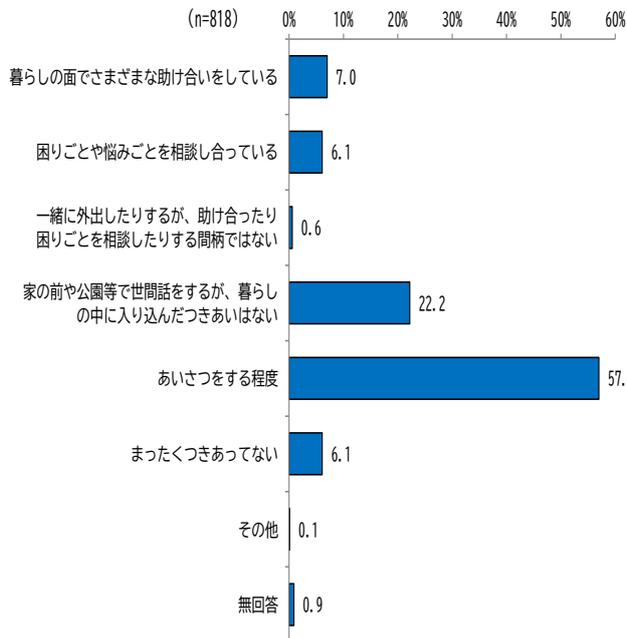
### 子どもが安心できる まちづくり

#### 現状と課題

就学前保護者と小学生保護者の多くが「挨拶をする程度」や「世間話をするが、暮らしの中に入り込んだつきあいはない」と回答しており、深い交流や助け合いが少ない状況です。また、「困りごとや悩み事を相談し合っている」や「暮らしの面でさまざまな助け合いをしている」という回答は10%未満にとどまっています。地域の変化として「特に変わらない」と感じている人が過半数を占めている一方で、「地域の人から声をかけてもらえるようになった」や「困ったときに助け合うことができるようになった」というポジティブな変化を感じている人も一定数いるものの、その割合は限られています。地域社会全体で子育てを支える意識や実際の支援体制の不足が課題として考えられ、より多くの家庭が安心して子どもを育てられる環境が必要です。

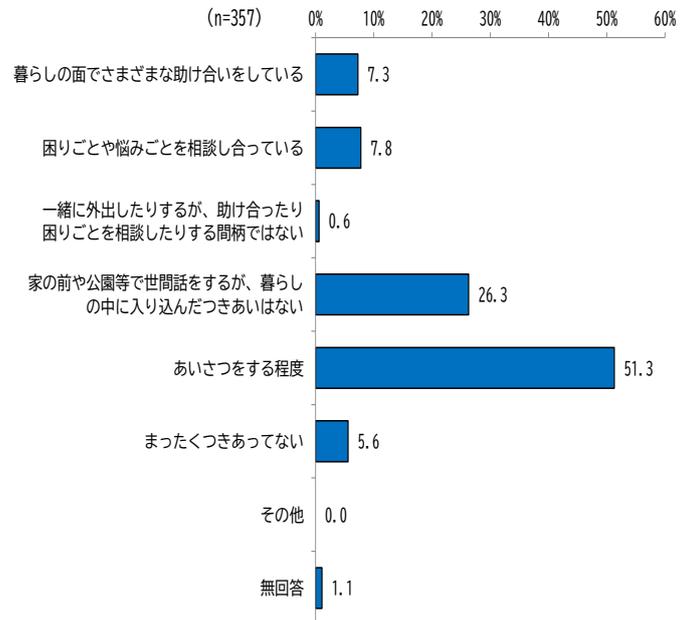
#### 【就学前保護者】

##### 近所づきあいの程度

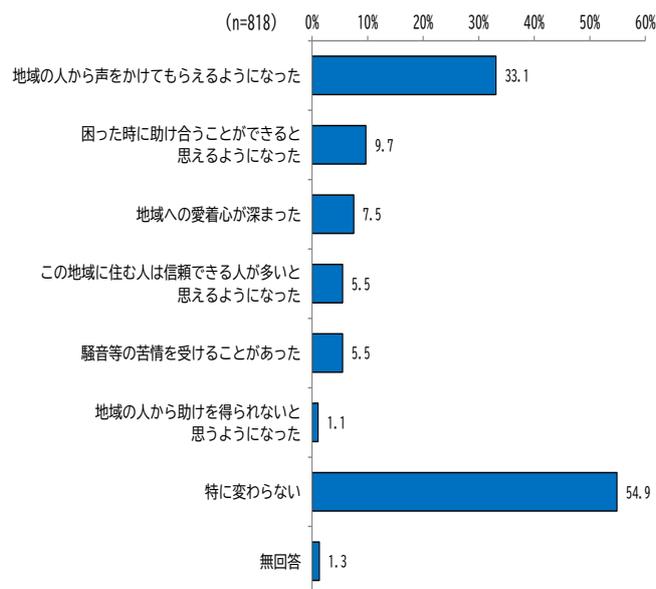


#### 【小学生保護者】

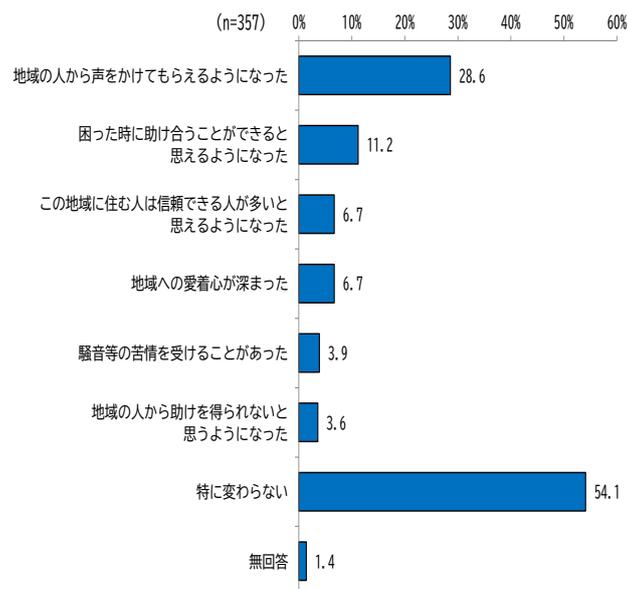
##### 近所づきあいの程度



## 【就学前保護者】 地域の状況の変化



## 【小学生保護者】 地域の状況の変化



### 目指す姿

- 地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が、支援へのつなぎ役として地域住民や関係機関・団体と連携を図りながら、子どもや子育て家庭の支援に取り組んでいます。特に、主任児童委員はその役割の中心を担っています。
- 児童館（自由来館型）は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操や創造性を豊かにすることを目的とする児童厚生施設であり、地域の児童の自主性を・社会性を高め、健全育成に必要な活動をする場です。児童の利用だけでなく、保護者・その他の地域住民の参加を得て、明るく楽しく地域で子育てをする場としても運営していきます。
- 妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する母子保健の支援と様々な心配事を抱えた家庭の相談に対応する児童福祉の支援を一体的に行い、妊娠期から切れ目のない支援を包括的に実施します。

### ■基本施策

- ◆子どもの居場所づくりの推進
- ◆地域と協働した子育て支援の取組
- ◆児童虐待防止に向けた取組の推進

■取組事業

基本目標	個別施策
子どもが安心して学べるまちづくり	1：児童下校時見守り巡視事業
	2：民生委員・児童委員・主任児童委員活動の充実
	3：こども家庭センターの設置
	4：要保護児童対策地域協議会の活用
	5：児童虐待への対応
	6：児童虐待防止に向けた周知啓発
	7：子どもの権利に関する普及啓発
	8：地域での子どもの健全育成
	9：夏休み子ども教室
	10：居場所づくりの推進
	11：人材の育成・活用
	12：地域との連携

図書館自習スペースの設置について



藍住町では、学生などの学習支援を目的として、令和5年度の冬休み期間中に町立図書館内へ試験的に自習スペースを設けました。

この取組は、多くの利用者から「集中して学習できる」、「静かで快適」といった高い評価を受け、受験生や日々の学習に励む学生にとって、学びの環境が整うことの重要性が改めて認識されました。

現在、この試験的な自習スペースは、1年を通じて試行実施されており、利用者からの需要が継続的に高まっています。多くの保護者や学校関係者からも学習意欲を向上させる場として評価されています。このような背景を受けて、本町では子どもたちの無限の可能性を広げ、学びの意欲を後押しするために、より利用しやすい環境の整備を目指しています。

今後は、自習スペースの常設化を目標に、すべての子どもたちが安心して学べる環境の提供に努めていきます。

# 基本目標

# 6

## Basic objective

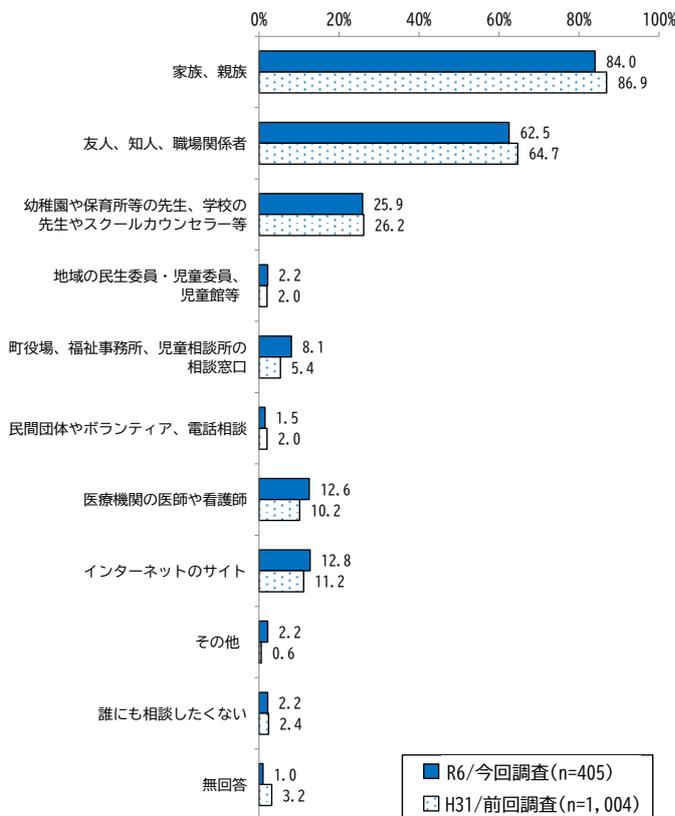
### 相談体制の充実

#### 現状と課題

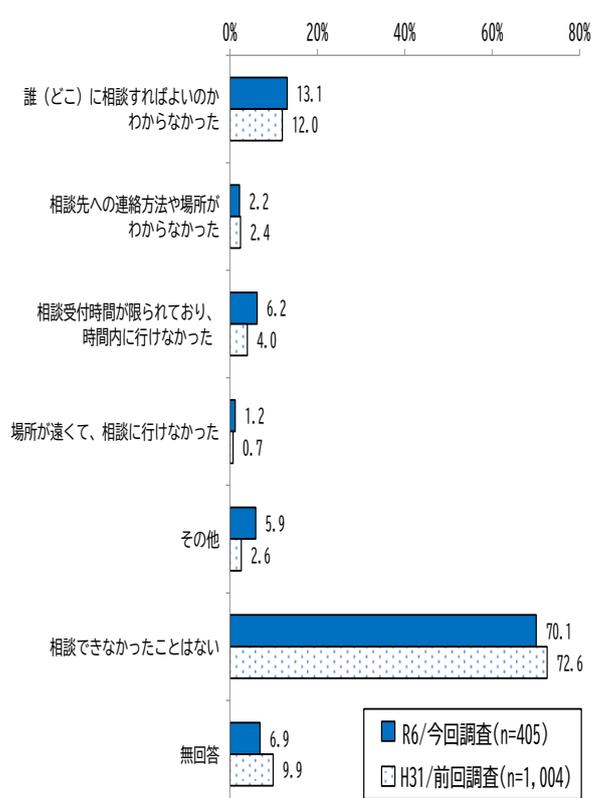
保護者の相談相手として「家族、親族」が最も多い一方、前回調査から減少しており、身近な人以外の相談先が十分に活用されていない状況がみられます。13.1%が「誰（どこ）に相談すればよいのかわからなかった」と回答しており、相談窓口の認知不足や「相談受付時間が限られており、時間内に行けなかった」といった物理的な制約も相談を妨げていることが考えられます。

また、小学生と中学生本人の相談相手は、「家族のおとな」「学校の友だち」に相談が偏り、相談相手の多様性が不足していること、生活困難世帯の中学2年生では、「学校の友だち」が相談相手として8割を超えており、信頼できる大人や専門的な相談相手が不足している可能性があり、心理的な孤立や適切な支援を受けられないリスクなどが考えられます。

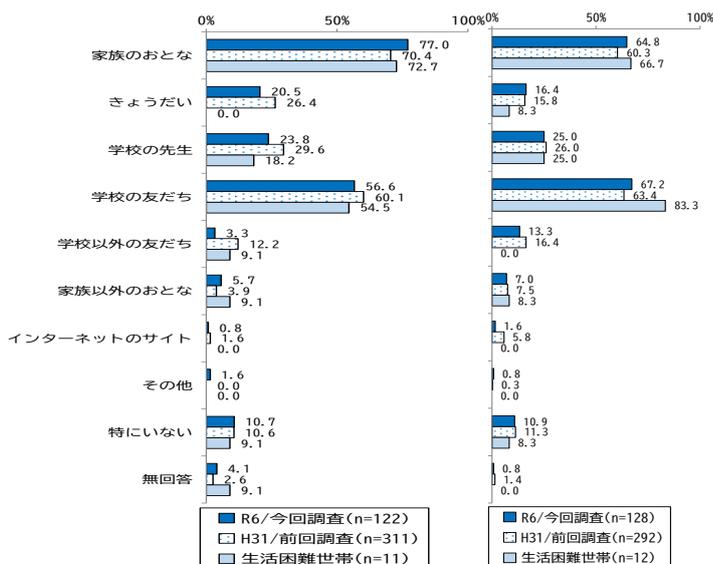
【保護者の相談相手（場所）について】



【保護者の相談できなかった経験について】



## 【小学生と中学生の相談相手（場所）】



## 【子どもたちの意見】

### （楽しいことの見解4件抜粋）

- 毎日楽しいです。
- 何の変哲もない平凡な生活が楽しい。
- 毎日家族といれて楽しいです。
- 学校での生活が部活も含めてすごく楽しい。

### （つらいこと、悲しいことの見解4件抜粋）

- 不登校になってしまって、心がしんどい。
- 家にいるのも学校にいるのもつらいことがよくあるけど、もっと強くなれるようにしたい。
- 学校に行かなければならないと思っているのがしんどくて行けないのをつらく思っている。
- 苦しい。

## 目指す姿

- 「誰（どこ）に相談すればよいかわからない」という課題を解消するため、こども家庭センターや青少年相談室の窓口情報を積極的に周知し、保護者や子どもたちが相談したいと感じたときに適切な対応ができるよう、専門職員や関連機関が連携を強化し、支援を強化していきます。  
また、保護者や子どもが利用しやすいパンフレットやオンライン案内を充実させ、認知度を高めます。
- 育児全般について不安等がある保護者を対象に、保健師や助産師、管理栄養士による電話・訪問・来所での相談を実施し、必要に応じて関係機関への紹介等を行います。
- 学校でも学校以外でも信頼できる相談相手を増やす取組を進めます。青少年対策やスクールカウンセラーを通じて、子どもたちが学校外の大人にも安心して相談できる環境を提供します。

## ■基本施策

- ◆ 総合的な相談窓口の充実
- ◆ 相談窓口の対応力の向上

## ■取組事業

基本目標	個別施策
相談体制の充実	1：発達相談（児童相談）
	2：訪問指導
	3：電話相談
	4：こども家庭センターの設置
	5：生活保護相談
	6：青少年対策監の配置
	7：青少年相談室での相談対応

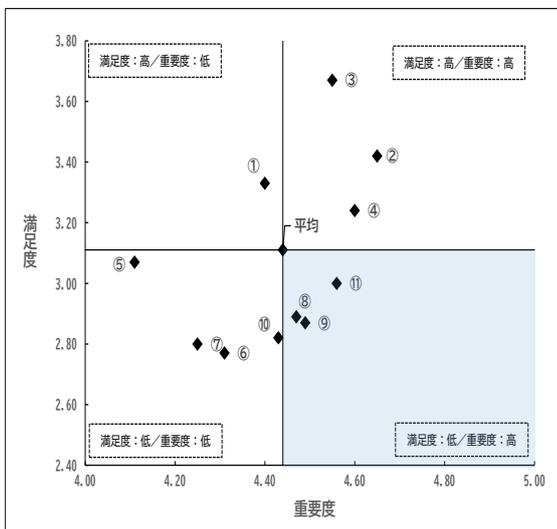
# 藍住町

## 第3期子ども・子育て支援事業計画に向けて

### (1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

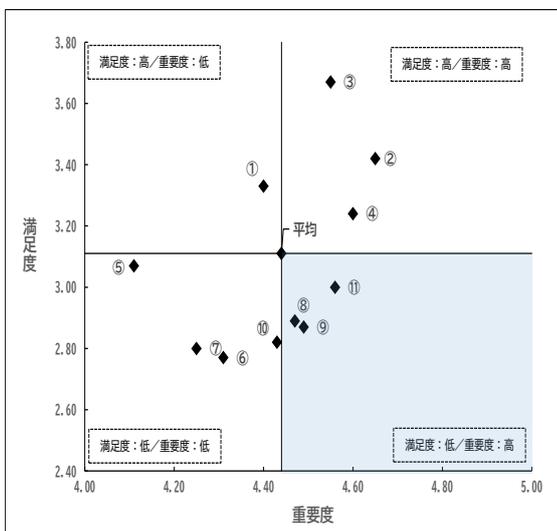
#### 現状分析

【藍住町の施策に関する満足度と重要度分布】  
就学前保護者



施策内容	重要度	満足度
①妊娠・出産・子育てに関する相談窓口等の体制	4.40	3.33
②就労支援としての保育園等の保育サービス環境	4.65	3.42
③幼児教育としての幼稚園の利用のしやすさ	4.55	3.67
④子どもの安心・安全を確保するための活動や環境	4.60	3.24
⑤子どもが参加しやすい多様な体験機会	4.11	3.07
⑥地域における遊び場の提供や親子の居場所づくり	4.31	2.77
⑦地域で子育てを支える社会環境づくり	4.25	2.80
⑧障がいのある子ども・若者への支援	4.47	2.89
⑨いじめやひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者への支援	4.49	2.87
⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援	4.43	2.82
⑪児童虐待を防止するための対策や啓発	4.56	3.00

【藍住町の施策に関する満足度と重要度分布】  
小学生保護者



施策内容	重要度	満足度
①妊娠・出産・子育てに関する相談窓口等の体制	4.39	3.30
②就労支援としての保育園等の保育サービス環境	4.54	3.21
③幼児教育としての幼稚園の利用のしやすさ	4.52	3.74
④子どもの安心・安全を確保するための活動や環境	4.56	3.05
⑤子どもが参加しやすい多様な体験機会	4.06	2.98
⑥地域における遊び場の提供や親子の居場所づくり	4.23	2.66
⑦地域で子育てを支える社会環境づくり	4.17	2.78
⑧障がいのある子ども・若者への支援	4.39	2.86
⑨いじめやひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者への支援	4.51	2.72
⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援	4.33	2.84
⑪児童虐待を防止するための対策や啓発	4.51	2.94

### 課題1 相談窓口等の体制の強化

妊娠・出産・子育てに関する相談窓口の重要度が高い一方で、満足度が低い結果となっています。これにより相談窓口の認知度向上や体制強化が求められます。

### 課題2 保育サービスと幼児教育の環境整備

就労支援としての保育サービスや幼稚園の利用のしやすさに関して重要度が高いにもかかわらず、満足度が低いことから、保護者が利用しやすい環境整備が課題です。

### 課題3 子どもの安心・安全を確保する活動の拡充

子どもの安全を守るための活動や環境整備において重要性が高く評価されていますが、満足度が追いついていないため、取り組みの強化が必要です。

### 課題4 地域の遊び場や体験機会の不足

地域における遊び場や親子の居場所づくり、多様な体験機会において満足度が低く、子どもの成長を支えるための環境づくりが課題です。

### 課題5 困難を抱える子どもや家庭への支援

障がいのある子ども、いじめやひきこもり、貧困などの困難を抱える子どもに対する支援が十分でないことが課題です。また、児童虐待防止の満足度が低いことも改善が必要です。

## (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画の指標

(1)で抽出した課題に本計画を推進していくことで改善していき、見直し時期の調査にて子育て世帯からのアンケート結果の満足度を向上させるため指標を設定しました。

施策内容	就学前	小学生
①妊娠・出産・子育てに関する相談窓口等の体制	4.0	4.0
②就労支援としての保育園等の保育サービス環境	4.2	4.2
③幼児教育としての幼稚園の利用のしやすさ	4.3	4.3
④子どもの安心・安全を確保するための活動や環境	4.1	4.1
⑤子どもが参加しやすい多様な体験機会	4.0	4.0
⑥地域における遊び場の提供や親子の居場所づくり	4.0	4.0
⑦地域で子育てを支える社会環境づくり	4.0	4.0
⑧障がいのある子ども・若者への支援	4.0	4.0
⑨いじめやひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者への支援	4.0	4.0
⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援	4.0	4.0
⑪児童虐待を防止するための対策や啓発	4.2	4.2

# 第5章

## 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び 地域子ども・子育て支援 事業の量の見込と確保方策

藍住町の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策について記載しています。

1. 教育・保育提供区域について
2. 幼児期における教育・保育
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策



# 第5章 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策

## 1 教育・保育提供区域について

### (1) 教育・保育提供区域と主要事業

子ども・子育て支援法では、町は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定め、教育・保育に係る主要事業（幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業）について、その区域における各年度の「量の見込み」と「確保方策」（提供体制の確保の内容、その実施時期）を示すこととなっています。

① 幼児期の学校教育・保育	② 地域子ども・子育て支援事業
<p>ア. 特定教育・保育施設 （幼稚園、保育所） 私学助成を受ける私立幼稚園 （町内に設置なし） （特定教育・保育施設に該当しない幼稚園）</p> <p>イ. 特定地域型保育事業（町内に設置なし） （事業所内保育、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育）</p> <p>ウ. 企業主導型保育事業</p>	<p>(1) 時間外保育事業（延長保育事業）</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）</p> <p>(3) 地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）</p> <p>(4) 一時預かり事業 ①幼稚園における一時預かり ②幼稚園以外の一時的預かり ③就学児の一時的預かり</p> <p>(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）</p> <p>(6) 病児・病後児保育事業</p> <p>(7) 利用者支援事業（こども家庭センター型）</p> <p>(8) 乳幼児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）</p> <p>(9) 養育支援訪問事業</p> <p>(10) 妊婦健診事業</p> <p>(11) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</p> <p>(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>(13) 子育て世帯訪問支援事業</p> <p>(14) 妊婦等包括相談支援事業</p> <p>(15) 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）</p> <p>(16) 産後ケア事業</p>

### (2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育に係る主要事業について、その「量」を見込んで「確保の方策」を整理するため、本町では、小学校区の単位を基本として、町域を4つに区割りします。



### (3) 認定区分と提供施設

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は以下の3区分となります。

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、学校教育のみの利用（保育の必要性なし）	幼稚園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所

### (4) 量の見込みの算出方法について

量の見込みについては、子ども・子育てに関するアンケート調査の結果や本町の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況等を勘案し、算出しました。

### (5) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

本町では、昭和50年から、3歳児までは保育所で保育を行い、4・5歳児は保護者の就労状況にかかわらず幼稚園で幼児教育を行う「藍住方式」の幼保一元化に取り組んできました。

しかし、少子化・核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て世帯を取り巻く環境は実施当初からは大きく変化しています。保育所の利用希望者は年々増加しており年度途中では待機児童が発生しているほか、幼児教育・保育の無償化によりさらに保育ニーズが増加することが予想され、保育ニーズの増加や多様化への対応が求められています。

そのため、町立保育所の利用定員を調整しつつ民間活力を積極的に活用し新たに保育施設の整備を進めることにより、教育・保育の提供体制の確保を図ります。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施し、教育・保育の質の維持・向上に努めるとともに、子どもの発達と学びの連続性を確保するため、就学前施設と小学校との交流や情報共有を図るなど連携体制を強化していきます。

## 2 幼児期における教育・保育

### 確保方策の内容

幼稚園については、町内4か所に公立施設を設置し、4・5歳児を対象に受け入れています。引き続き、現行の提供体制の確保に努めます。

保育所については、現在、認可保育所が10か所（公立1か所、私立9か所）あり、生後8週から5歳児を対象として保育を行っております。

今後は、保育ニーズの増加が見込まれることから、民間活力を積極的に活用し新たに保育施設の整備を進め、供給体制の確保に努めます。

年度	項目		1号認定	2号認定		3号認定		
				教育	保育	2歳	1歳	0歳
R7	量の見込み		99	322	384	217	210	170
	確保の内容	特定教育・保育施設	99	706		217	210	170
R8	量の見込み		114	163	549	219	219	192
	確保の内容	特定教育・保育施設	114	712		219	219	192
R9	量の見込み		121	98	590	225	219	189
	確保の内容	特定教育・保育施設	121	688		225	219	189
R10	量の見込み		114	75	625	220	215	187
	確保の内容	特定教育・保育施設	114	700		220	215	187
R11	量の見込み		115	70	625	215	212	183
	確保の内容	特定教育・保育施設	115	695		215	212	183

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）

##### 事業の内容

保育認定を受けた子どもについて、保育所で通常の保育時間を超えた保育を実施する事業です。

(単位：実人数)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	440	433	434	433	429
確保方策	440	433	434	433	429

##### 確保方策の内容

現在、すべての認可保育所で実施しています。引き続き、ニーズに応じた提供体制を確保します。

#### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

##### 事業の内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、児童館を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	635	628	580	558	549
1年生	219	209	185	192	197
2年生	207	191	182	162	168
3年生	182	201	186	177	157
4年生	15	15	15	15	15
5年生	10	10	10	10	10
6年生	2	2	2	2	2
確保方策	635	628	580	558	549

##### 確保方策の内容

現在、5か所の児童館に放課後児童クラブを設置しています。引き続き、利用者のニーズに応じた柔軟な運営形態及び提供体制の確保に努めます。

### (3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

#### 事業の内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人回)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,536	2,264	2,021	1,804	1,611
確保方策	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所

#### 確保方策の内容

現在、4カ所の認可保育所で実施しています。今後は、実施施設を拡充し、さらなる事業の充実に努めます。

### (4) 一時預かり事業

#### ①幼稚園における一時預かり

#### 事業の内容

幼稚園において、通常の教育時間の後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

(単位：人日)

量の見込みと確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号	40	28	20	14	10
	2号	78,568	39,772	23,912	18,300	17,080
確保方策		78,608	39,800	23,932	18,314	17,090

#### 確保方策の内容

現在、すべての幼稚園で実施しています。引き続き、すべての幼稚園で実施し、ニーズに応じた提供体制を確保します。

## ②幼稚園以外の一時的預かり

### 事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

(単位：人日)

量の見込みと確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,812	1,306	957	716	548
確保方策	保育所	1,599	1,099	755	519	357
	ファミサポ	206	200	195	190	184
	トワイライト	7	7	7	7	7

### 確保方策の内容

一時・特定保育事業を町内4か所の認可保育所で、ファミリー・サポート・センター事業を1か所で、トワイライトステイ事業を県内3か所の児童養護施設で実施しています。一時・特定保育事業については、希望者が多いことから実施施設の拡充に努めるとともに、その他の事業についても現行の提供体制の確保に努めます。

## ③就学児の一時的預かり

### 事業の内容

就学児に対する一時預かり事業については、ファミリー・サポート・センター事業により対応しています。

(単位：人日)

量の見込みと確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		341	399	458	517	576
確保方策		341	399	458	517	576

### 確保方策の内容

提供会員に町単独の補助金を助成するなど体制の強化を進め、さらなるファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。

## (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

### 事業の内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(単位：人日)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	41	47	53	60	68
確保方策	41	47	53	60	68

### 確保方策の内容

県内4か所の児童養護施設、乳児院で実施しています。引き続き、現行の提供体制の確保に努めます。

## (6) 病児・病後児保育事業

### 事業の内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

(単位：人日)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	993	971	958	943	923
確保方策	2,562	2,555	2,552	2,555	2,548

### 確保方策の内容

県内12市町村（徳島市・小松島市・勝浦町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町・上勝町）の広域連携事業として実施し、町内1か所、広域連携区域内10か所で利用可能です。

また、板野東部ファミリー・サポート・センターにおいても、病児・病後児の預かり事業を実施しています。引き続き、現行の提供体制の確保に努めます。

## (7) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

### 事業の内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：か所)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

### 確保方策の内容

令和6年4月から、こども家庭センターを設置し、妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する母子保健の支援と様々な心配事を抱えた家庭の相談に対応する児童福祉の支援を一体的に行い、妊娠期から切れ目のない支援を包括的に実施します。

## (8) 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

### 事業の内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	312	304	298	295	290
確保方策	312	304	298	295	290

### 確保方策の内容

こども家庭センターで実施しており、すべての家庭を訪問できるよう引き続き事業の推進に努めます。

## (9) 養育支援訪問事業

### 事業の内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位：人)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50	50	50	50	50
確保方策	50	50	50	50	50

### 確保方策の内容

養育支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、関係機関と連携し、それぞれの家庭に応じた適切な支援の実施に努めます。

## (10) 妊婦健診事業

### 事業の内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：人回)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,660	3,675	3,552	3,548	3,484
確保方策	3,660	3,675	3,552	3,548	3,484

### 確保方策の内容

母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を交付しています（妊娠期間に応じて最大14回）。引き続き、現行の提供体制の確保に努めます。

## (11) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 事業の内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 確保方策の内容

国・県が示す子育て施策と子育てニーズを考慮して、実施を検討します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 事業の内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 確保方策の内容

私立幼稚園（新制度未移行園）に通う子どもの副食費を助成しています（所得要件等あり）。引き続き、対象者への助成を行います。

## (13) 子育て世帯訪問支援事業

### 事業の内容

子育て世帯訪問支援事業は、家事や育児に対する不安や負担を抱える家庭を対象に、訪問支援員が育児や家事等を支援し、養育環境を整えることで虐待リスク等の軽減を目的とした事業です。

(単位：人回)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36	36	36	36	36
確保方策	36	36	36	36	36

### 確保方策の内容

支援が必要と判断した家庭を訪問し、適切な養育の支援ができるよう支援体制の充実を図ります。

## (14) 妊婦等包括相談支援事業

### 事業の内容

妊婦及びその配偶者等に対し、面談等による妊婦等の心身状況、置かれている環境、状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談などの援助を行う事業です。

(単位：回)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	954	930	912	903	885
確保方策	954	930	912	903	885

### 確保方策の内容

安心して出産・育児に臨める環境を整えるため、事業の確保と充実を図ります。

## (15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 事業の内容

乳児等通園支援事業は、3歳未満児の保育所に通わない乳児に適切な遊びや生活の場を提供し、保護者との面談や育児に関する情報提供を行います。

(単位：人日)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	0	10	10	30	30	
確保方策	0歳児	0	3	3	9	9
	1歳児	0	4	4	12	12
	2歳児	0	3	3	9	9

### 確保方策の内容

認可保育所等と連携して、実施に取り組みます。

## (16) 産後ケア事業

### 事業の内容

出産後1年以内の母子に対して、助産師等が心身のケアや育児のサポートを行うことにより、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

(単位：人日)

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50	52	54	56	58
確保方策	50	52	54	56	58

### 確保方策の内容

関係機関と連携して事業実施体制の充実を図ります。

# 第6章

## 計画の推進

この計画の実効性を高めるために、どのような体制をつくり、どのように目標を達成するのかについて記載しています。

1. 計画の点検・評価と推進計画
2. 計画の進捗管理・評価



# 第6章 計画の推進

## 1 計画の点検・評価と推進計画

本計画の基本的な視点である「子どもの育ちを第一に考えること」を踏まえながら、円滑に各施策を推進していくためには、保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、町内のあらゆる方・団体が本計画の基本理念とその考え方を共有し、その上で各々の役割を果たすことが重要です。

### ①保護者の役割

子育て・育ちに第一の責任を負う保護者は、子どもの行動や人格の形成に最も大きな影響を与えます。そのため、常にコミュニケーションを図り、家族のきずなや家庭でのふれあいを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなるように努めていきます。

子育てを通じて、自らも保護者としての役割を学び、人として成長しながら、子どもが基本的な生活習慣や社会のルール等を学んでいくお手本となります。

家庭内だけでなく、子どもと一緒に地域のイベント等に参加したり、子ども同士が屋外や自然の中で遊ぶことを促したりするなど、地域の中でのつながりを持って子育てを行っていきます。

### ②地域の役割

子どもの豊かな感性・人間性が、遊びや体験、隣近所や地域社会とのつながり等によって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていきます。

子どもを虐待やいじめ、非行・犯罪から守るために、普段から子育て家庭との関係性を深めるとともに、安心して子育てができるまちづくりに努めます。

### ③町の役割

本計画に記載した子ども・子育て支援事業に関わる施策を推進するとともに、子育て支援に関するわかりやすい情報発信をしていきます。

施策の推進にあたっては、国や県その他関係機関との連携を深め、調整を図りつつ取り組みます。

町民、子育て支援団体、学校や幼稚園、保育所等の教育・保育提供施設が自主的に子ども・子育て支援に関わる事業に取り組めるように、必要な支援と連携の促進を図ります。

#### ④子育て支援団体等の役割

地域の特性をいかした子育て支援に関する活動を行っていきます。本町や町民、事業者、児童館及び学校や幼稚園、保育所等の教育・保育提供施設と連携を深め、協働することによって、地域における子ども・子育て支援の拡充に努めていきます。

子どもとその保護者が、町社会福祉協議会地区推進協議会及び児童館が主催する地域のイベントやボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努め、地域の中でのつながりを構築できるような環境づくりに努めていきます。

#### ⑤教育・保育提供施設の役割

子どもが多くの時間を過ごす教育・保育提供施設において、集団生活の中でルールや基本的な生活習慣、豊かな人間性等を身につけることができるように取り組んでいきます。本計画に沿って実施される子ども・子育て支援事業に関わる施策について、十分に理解し、自らも本町や関係機関と連携して子ども・子育て支援に関する活動に取り組んでいきます。

## 2 計画の進捗管理・評価

本計画の実現のためには、施策事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスが取れているかを把握し、計画の立案（Plan）、実施（Do）、設定した目標の達成状況について適切に評価（Check）し、改善（Action）を行っていくことが重要です。そのため、年度ごとの実施状況及び成果を子ども子育て会議で点検・評価し、検証します。



# 資料編

この計画の策定に関する条例や用語集などを掲載しています。

1. 藍住町子ども・子育て会議条例
2. 藍住町子ども・子育て支援への思い
3. 用語集



# 資料編

## 1 藍住町子ども・子育て会議条例

平成25年10月1日  
条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、藍住町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第1項に規定する子どもの保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年9月29日)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 策定経過と会議の意見について

### (1) 策定経過

年 月 日	事 項
令和6年7月8日	第1回 藍住町子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援事業計画の策定について ○ニーズ調査、生活に関するアンケートについて ○子育てを取り巻く環境、人口推移について
令和6年10月21日	第2回 藍住町子ども・子育て会議 ○第3期藍住町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年1月9日	第3回 藍住町子ども・子育て会議 ○第3期藍住町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年1月29日 ↳ 令和7年2月27日	「第3期藍住町子ども・子育て支援事業計画」(案)についてパブリックコメントを実施
令和7年3月6日	第4回 藍住町子ども・子育て会議 ○第3期藍住町子ども・子育て支援事業計画（最終案）について ○第2期子ども・子育て支援事業計画の実績について
令和7年3月	「第3期藍住町子ども・子育て支援事業計画」策定

### (2) 会議の意見について

分類	内 容
子どもの生活について	子どもたちの生活習慣を守るために、早寝・早起きなどのキャンペーンなどの実施などを検討してほしい。 子どもたちの習い事などが活発化していますが、スポーツ少年団などは夜間遅くまで練習をしているため、低学年などは練習時間を取り決めていくことはできないか検討してほしい。
子どもたちの遊びと学びについて	低学年は一つの競技に特定せず、全体的に体を使えるようなスポーツや遊びができる機会があると良いと思います。
子どもの安全・安心できる環境について	小学校の施設などの修理は年間に予算を計上して必要があればすぐに修理できるように検討してほしい。
藍住町の教育・保育施設について	待機児童対策のため認可保育所の増枠を検討しているが、定員過剰とならないか。また、その予算を学校の修繕などに使用していくほうがいいのではと思います。

### 3 用語集

#### あ行

##### 育児休業

育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるもの。原則として子ども1人につき1回、1歳6か月に達するまで育児休業を取得することができる。また、1歳6か月到達時点でさらに休業が必要な場合、一定の条件を満たせば、子どもが2歳に達する日まで延長することができる。

##### 一時預かり事業

主として昼間において、保護者の病気、出産または家族の看護等で、一時的に子どもの世話ができないときに市内の認定子ども園やまろっ子ひろばなどで一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

##### 医療的ケア児

日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。

##### インクルーシブ保育

子どもの年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず、さまざまな背景を持つ子どもを同じ空間で受け入れ、全ての子どもが個々に必要な援助を受けながら一緒に成長できるように保育を行なう取組。

##### 延長保育

通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などで行う保育。

##### SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略で、2030年までに達成すべき世界共通の目標。

#### か行

##### 企業主導型保育事業

企業が、従業員の多様な働き方に応じて提供する柔軟な保育サービス。従業員のほか、地域の子どもも受け入れることができる。認可外保育施設の一つであるが、事業主拠出金を財源として、運営費・整備費について認可保育施設と同様の助成が受けられる。

#### 教育・保育施設

「認定子ども園法」に規定する認定子ども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、および「児童福祉法」に規定する保育所をいう。

##### 休日保育

保護者が仕事などにより、日曜・祝日に家庭で子どもの保育ができない場合、保育所において預かる。2号または3号認定を受けていて、市内の認可保育所・認定子ども園等に通っている1歳以上の子どもが対象

##### 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

##### 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を切れ目なく提供するための総合窓口。妊娠・出産・子育て期のさまざまな相談に対応できるよう、助産師や保健師、管理栄養士などの職員が、関係機関と連携し、子育て世代を総合的にサポートする。

##### 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

##### 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

児童福祉施設などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業。

##### 子ども家庭センター

子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援をおこなう施設。従来の市区町村には、母子健康を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」があったが、2024年4月施行の改正児童福祉法により、二つの機能を統合した「子ども家庭センター」が新設された。

## こども家庭庁

こどもがまんなかの社会を実現するためにこどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組む国の官庁。

## 子ども・子育て支援関連3法

「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。

## 子ども・子育て支援

すべてのこどもの健やかな成長のために適切な環境がひとしく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施することもおよびこどもの保護者に対する支援。

## こども大綱

こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱のこと。

## こども誰でも通園制度

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度。

## こどもまんなか社会

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

## さ行

### 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日に施行された法律。

当初、10年間の時限立法であったが、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、法律の有効期限が10年間延長され、さらに、令和6年の改正により令和17年3月31日まで延長された。

### 児童館

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者(児童厚生員)が配置されている。

### 児童虐待

こどもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為のことで、身体的虐待、心理的虐待(言葉のおどしや無視)、ネグレクト(養育・保護の怠慢、拒否)、性的虐待に分類される。また、虐待が疑われる場合や発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

### 児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

### 少子化

こどもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。

## 食育

平成17年7月に施行された食育基本法に基づいた取組で、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

## た行

### 待機児童

保育所の入所申込をしているが定員に空きがなく、入所待ちとなっている児童。調査日時点において家庭保育室に入所している場合や、他に入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所を希望し待機している場合等は、待機児童数から除外する。

### 地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズに対応するとともに待機児童解消のため、保育所（原則20人以上）より少人数で0歳から2歳の乳幼児を保育する事業。児童福祉法に位置づけられた市町村による認可事業（地域型保育事業）として、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組み。

### 地域子育て支援拠点事業

子どもと保護者が気軽に遊びに行け、お互いに交流や情報交換できる場を提供する。公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する。

## な行

### ニーズ調査

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」の把握を目的に実施した調査。調査結果を共働き等の家族類型に分類し、その希望等から計画における「量の見込み」を算出。

### 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

### 乳幼児健康診査

妊娠届出時に乳児一般健康診査の受診票を2枚交付。生後6か月、9か月に県内の医療機関にて実施。3～4か月健康診査、1歳6か月健康診査、3歳児健康診査を集団で実施。

## 認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事に認可された施設。

### 妊婦健康診査

#### ・妊婦一般健康診査

妊娠届出時に妊婦一般健康診査の受診票を14枚交付（多胎児は19枚）、県内外の医療機関、県内助産院にて実施。

#### ・産婦健康診査

妊娠届時に産婦健康診査の受診票を2枚交付、県内外の医療機関にて実施。

### 妊婦歯科健康診査

妊娠届出時に妊婦歯科健康診査の受診票を1枚交付、町内の歯科医院にて実施。

### 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。小学校就学前のこどもに対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行い、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

## は行

### PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

### 病児保育事業

病気または病気の回復期にある児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

### 放課後児童クラブ

児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設。

## 放課後子ども教室

放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な居場所を設けて、地域住民の参画を得ながら、さまざまな体験活動や交流活動の取組を実施する。

## ま行

### 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しており任期は3年で再任可。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。

## や行

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこども・若者のこと。

## 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、当該家庭の適切な養育を確保する事業。

## 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日より、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこどもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもの利用料が無償化された。

## 要保護児童

保護者のない児童、または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

## 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関相互の連携と協力体制の推進を目的として児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき設置される協議会。

## ら行

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

## 利用者支援事業

こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じ相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

## わ行

### ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをさす。

# 第3期藍住町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年(2025年)3月

藍住町福祉課

〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1

TEL:088-637-3114 FAX:088-637-3150